

第十回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

公聴会

昭和二十六年二月二十七日(火曜日)午前
十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵
委員会の公聴会を開会いたします。所
得税法の一部を改正する法律案その他
の税制改正案につきまして、民間の御
意見をお聞きしたい、こういう考えで
ここに御出席を求めたのであります。
一橋大学教授の井藤半彌先生に先ずお
願ひいたします。

○公述人(井藤半彌君) 一橋大学、東
京商科大学教授井藤半彌でございます。
お招きにあずかりまして、今度の
税制改革に関するいろいろの法案に関
して意見を述べさせていただきます。

税制に関する改革法案のほかに、資
産再評価に関する法案が出るとかいう
ことでありますが、これはまだ出てお
らんそうであります。併しこれに関し
ても意見があるならば述べるといふお
話でありましたので、この問題につき
ましても、極めて大ざっぱなことでは
ございますけれども、意見を述べさせて
頂きます。それからもう一つ、これも
申上げるまでもなく、皆様御案内のこ

とありますが、実は今月の十七日
に、衆議院の大蔵委員会の公聴会で、
同じ問題につきまして公聴を命ぜられ
まして公述いたしました。それと今日
申上げますことは、大体同じことで
あります。これは当然のこと、矛盾
するようなことを言えはならないこと
になります。大体同じことではありま
すが、ただ少し違ふところは、資産再評価の
問題について意見を申し上げますが、こ
の前は言わなかつたのであります。そ
れからもう一つは、多少計数、数字が
少し改められておりますので、私が使
いました数字は皆政府発表の数字であ
りますが、それが十日ほどの間に
新しい資料が出ましたので、その資
料によつて計算をし直した部分もござ
います。その点は違ふのでございま
すけれども、それ以外の部分は大体同じ
でございます。

それで今度の税制改革案というもの
は、これは政府の趣意書にもございま
す通りに、昨年の秋の第九回国会の間
接税を中心とする改正と関連があるこ
とは申すまでもないことであります。
今回の分は間接税につきましても改正
はございまして、直接税の改正
に重点を置いておるといふことは、こ
れ又皆御案内の通りであります。そ
こで今度の改正法案の特徴を列挙いた
しますと、大体次の四つであると思
うのであります。一つは、国民負担の輕
減を図る、これが一番、それから二番
は社会政策的な措置を講じた、政府の
趣意書には社会政策という言葉は出て

おりませんけれども、別の言葉で言う
ならば社会政策的措置を講じた、これ
が二番、それから三番は、資本蓄積を
助長する、それから四番の特徴は、税
制の簡素化その他税制に関する整備を
する、これは主としてテクニツクの
な、技術的な整備をする。この四つが
主な特徴だと私は思うのであります。
このうち四番目の問題は、これはど
うかと言いますと、テクニツク、技術
に関するところが多いと思ひます。の
で、私は今日これについては述べま
せん。私が今日ここで公述させて頂
きますのは、一番、二番、三番の問題に
ついてであります。

そこでこの順番で申上げさせて頂
きますと、先ず国民負担の輕減の問題で
あります。果して国民負担というもの
が輕減されておるかどうか、この問題
であります。これにつきまして、順序
といたしまして、これはもうきまり切
つたことを申上げまして恐縮でありま
すが、少し計数を申上げますと、昭和
二十六年度の予算によりまして、租税
及び印紙収入合計が四千四百四十五
億、それから間接税、消費税と同じ効
果のある専売益金、これは煙草の専売
益金以外にアルコールの専売益金も含
んでおりますが、これが千三百三十八
億、広い意味の国税は兩者合計いたし
まして五千五百八十三億であります。
それから地方税でありますが、これは
御案内の通り、予算なんというものは
ないのであります、これは或る役所
の推計でございますが、昭和二十六年

度分の地方税は大体二千八十七億と言
われております。この二千八十七億と
いう数字はどうして得たかという
地方税では殊に増税も減税もやりませ
ん。多少の修正はあるようでありま
すが、但し国民所得が二十五年に比
べて二十六年は一割くらい増える
と、そういうことを中心に推定したもの
ようでありまして、それによりま
す。地方税は二千八十七億と言われ
て、兩者合計いたしまして、国
税、地方税の合計は七千六百七十億で
あります。それと同じ方法で昭和二十
五年度について計算いたしますと、国
税、地方税を合計いたしまして、七千
四百八十九億であります。そこで二十
六年度が七千六百七十億、二十五年
度が七千四百八十九億でありますので、
どつちが多いかという、二十六年
度のほうが金額から行くと多いのであ
ります。即ち百八十一億だけ形の上で
は増税になつておるのであります。こ
れが一体国民負担の輕減になるかなら
んかという問題でありますが、まあ
これはなか／＼面倒な問題であります
が、例によりまして、一番普通に行わ
れておる方法は、国民所得というもの
を國の経済力を現わすものとみなしま
して、それとの関連において見るとい
うことが普通に行われておるところで
あります。これも皆御案内の通り、國
の経済力を数字で示すものとい
たしましては、私は三つあると思ひ
てあります。一つは国民所得、もう一
つは國富であります。この二つは国内

の経済力であります。もう一つは國
外の経済力であります。自分の國の
財政経済に利用し得るもの、例えば戰
争中は、南方であるとか、中国の大陸
の物資を利用いたしましたし、現在で
はアメリカの見返資金、援助物資とい
う形で、外國の経済力を日本の國民經
済力に利用しております。この三つが
國の経済力を数字で現わすものであ
りますが、このうち國富統計につきま
しては、皆御案内の通り、昭和五年
及び昭和十年の年末における國富の推
計が、當時の内閣統計局でやつたもの
があるのであります。それから戦後の
ものとしたしましては、昭和二十四
年四月六日に經濟安定本部が、戦後にお
ける日本の國富の数字を出したものが
あります。併しこういうものがござ
います。これは國民所得に毎年推算が
行われておりません。それから外國の
資源であつて、経済力であつて、国内
で利用し得るもの、これは見返資金や
何かの問題につきましては、毎年予算
やその他に数字は出ております。です
が、私は本當を申し上げますと、この三
つを総合して、寄せ算という意味ではあ
りませんが、総合して問題とすべきであ
ります。ここまでは便宜上、そのうち
の最も重要なものであるところの國民
所得だけを、國の経済力を数字で現わ
すものとして問題にするのでありま
す。勿論御案内の通り、國民所得とい
うものが當になつてならんようなもの
でありまして、これは人口統計のよう

に具体的にあるものを計算するといふのではなくて、これは学校の教授なんかが頭の中で考えてやるものでございますので、当にはならないのであります。併しながら、ないよりは勿論ましであります。これは多く使われるのであります。というのは、国民所得と租税との関連においてこれは多く行われておるところであります。

そこで租税を国民所得で割算いたしますと、それからちよつと国民所得について申し上げますが、昭和二十六年予算に關する説明、大藏省主税局から出されておる説明が出ております国民所得と、私が今日申します国民所得とはちよつと違ふのであります。それは私が使います国民所得は今の二十四日、あの經濟安定本部から、より精密なものとして国会の委員会に提出されましたあれによつております。この点では衆議院の公述とちよつと違つて来るのであります。その具体的数字は皆さん御案内の通りであります。それによつて租税の国民所得に対する割合を計算いたしますと、二十六年度は二〇％になります。それから二十五年度は二二％でありまして、二十五年度は二二％でありまして、それから少し過去に遡りますと、二十四年度は二九％、二十三年度は二四％、二十二年度は一八・四％、それからずつと遡りまして昭和十年、これは事變前をとつて見ますと、昭和十年度は一三％になるのであります。これを見ますと、二十四年度の二九％を最高としたしまして、二十五年、二十六年、逐年国民負担が一応少しは減少しておるということが言えると思います。併しながらこれにはいろいろの條件がありまして、国民所得の計

算が仮に正確なものと仮定いたしました。でも、この数字に余り重大な意味を認めることができないということは、これは皆さん御案内の通りでありまして、いろいろ問題がありますが、これは一々私はここでは申し上げません。こういうふうに一応は減つておる。それでこれは当になつて当にならないという例証を一つ申しますと、これはちよつと話が余談になるのでありますが、私昭和十九年度の予算書類につきまして、租税の国民所得に対する割合を計算したのであります。ところが御案内の通り租税という概念が時、所によつて違ひます。ある場合には専売益金を含むことあり、含まないことあり、地方税を含むことあり、含まないことあり、又アメリカなんかの場合も社会保険税を含むことあり、日本では社会保険税という形をとらないで、現在では保険金という形をとつておる。租税の概念というものは広狭種々多であります。又国民所得という概念は又種々多、殊にこの数字が当にならんとするという例証といたしまして、昭和十九年度の戦争中でありますが、予算についての計算して見ますと、国民所得という概念をいろいろ考へて見、それから租税という概念についてもいろいろ解釈でできる、そこで地方税は入れないで、国税についてやつたのでありますが、或る計算法、私は極端な二つの例を挙げたのでありますけれども、或る計算方法をいたしますと、昭和十九年度の租税の国民所得に対する割合は一八％という数字が出ておるが、ところが同じ予算書を使つて同じ国について計算してやつて見ますと、この計算方法をやりますと、三二％という答えが出たので

であります。或るやりかたをやれば一八％、或るやりかたをやると三二％、これを見ましても、これはどうもなるんだということが一応は言えるのであります。併しながら同じ日本について比較する場合であるとか、或いは外国で比較する場合は、できるだけ同一の基準によらなければならないということは言うまでもないことであります。それは租税の国民所得に対する割合から言うところには減つております。併しこれだけでは物足りないものであります。まして、もう少し真相に近いことを文意で言うことができるのです。例えば同じ二〇％でも、アメリカと日本を比べて、アメリカは金持の二〇％、日本は貧乏の二〇％、同じ二〇％でも日本のほうが重いか、等々ですね、こういうことは幾らでも言えるのであります。これをもう少し数字で現わしたい。私は去年衆議院のたしか大蔵委員会でありました、公聴会のお招きに預かりましたときに申しましたときの計算方法をとつて、今度これをもう一度計算し直して見ましたのであります。それはどういふことかと申しますと、大して新しいことではございませんので、ですが、それは国民所得を以て国の総活力と解釈するの、一つの方法であります。これは必ずしも納税力を現わすものではない。国民所得で我々は生活をしなればいけない。そこで国民の物理的最小生活費に当る部分は、これは納税の能力がありませんので、その部分を国民所得から引いた残り、これが国民の負担能力の最大限、負担能力そのものではない。負担能力の最大限を示すものではないか、そういう考え、これは井藤が初めて言つ

たのでも何でもない、これは皆さんお
つしやることでありますが、その方法
によりまして、少しこの数字をより正
確なもの、より真相に近いものに改め
て見たのであります。そこで今問題
は、国民の物理的最小生活費というも
のはどうして計算するか、これはなか
なかむずかしいのであります。むずか
しいものであります。併しながら国会の
公聴会でお呼びにあずかる場合は、大
体一週間か十日前、一週間前でありま
して、一週間以内では計算できない。
どうしても拙速主義を尊びますので、
私の計算はやはり皆拙速主義でありま
して、五年も十年もかかつて計算した
ものはございません。皆十分、十五
分、小学校の一年生ができるような算
術をやるのであります。それによつ
てばやつとした計算をやつて見たので
あります。それは何かと申しますと、
食糧費であります。我々の経費のうち
で食費というものは負担能力のないも
のです。勿論やかましく言いますと、
食費でも贅沢なもの、贅沢でないもの
とあります。結局食費、それから着
物はどうか、住宅はどうかというのと、
これも必要ですが、先ず食費が一番必
要なものと解釈いたして、これに関し
ては統計の資料も得やすいので、そこ
で食費の部分を国民所得から引いて来
る。食費の部分というのは何かとい
う、いわゆるエンゲル係数でありま
す。所得の支出のうちで食費の占めて
いる割合、そこで国民の一人当りの国
民所得を求めて、それからエンゲル係
数の部分を引いた残り、それを以て納
税能力の最大限と、先ずそういう方法
で計算して見たのであります。そこで

エンゲル係数はどういふふうなものとつたか、これは勿論全都市の一世帯平均のものでありますが、昭和十年先の年度について申し上げますと、十年はこれは平均であります、目の子平均という、これはインキ極まるものがあります、大体毎月の統計があるのですが、実際さつと見て、この辺だという目の子平均をとつたのです。目の子平均でいいと思うのであります、昭和十年は三四％であります。食費が支出において占めている割合が三四％、昭和十年頃は非常に生活が楽であつたと思います。それからうんと飛びまして、昭和二十二年は六五％、これは非常に生活が苦しかつたのであります。それから二十三年は六三％、二十四年は六〇％、それから去年であります、これは目の子平均で五五％、昭和二十五年が五五％、昭和二十六年は幾らか、これはむずかしいのです。これは推定をするより仕方がないのであります、私は生活がずつと楽になつてくるものとみなしまして、仮に五〇％という推定をやつたのであります。但しこの推定は大して根拠がございません。五〇％にするか、五三％にするか、いろいろ問題はあつたけれども、少しくなると、甘く見まして五〇％と推定したのであります。そのやりかたで負担能力の最大限を計算しました。要するに国民所得からこれだけを引いたのであります。そうして先の租税を割算したのであります。租税を国民所得の最大限で割算しました。そうしてどういふ答えが出たかという、昭和二十六年度は四〇％であります。それから昭和二十五年度が五〇％、昭和二十四年度が七二％、二十三年度が六四

％、それから二十二年度が五％、それからずつと飛びまして、十年度が一九％になるのであります。これを見ましても、やはり昭和二十四年度、即ちシヤウブ勧告による税制改革の前年でありまして、昭和二十三年は次いで重いのでありますが、それから二十五年年度が重くなつておる。二十六年年度が多少軽くなつておるというところは一応は数字によつて説明が付くのであります。だからまあこれは先にも申しましたように、いろいろ注目すべき、顧慮の中に入れるべき要素があるのであります。が、そういうようなものを無視して申しますと、大体負担は軽減されておるものと見て大なる誤まりはないだろうと思ふのであります。それからもう一つは、負担の軽減について、今度は内容であります。これは一般的なものと申して申しますと、直接税と間接税との比較としていうことになるのであります。私も直接税、間接税の比較を毎年やつておりましたが、ところが国税のみについてやつておりました。地方税は入つておりません。それから私の申します直接税と間接税との比較は、大蔵省の直接税、間接税の計算とはちよつと違ふのであります。大蔵省のほうは直接税と間接税と、それからその他のものというその他が入つております。が、私はその他のものという第三のカテゴリを設けますことは、それは無意味とは申しませんが、私がこれから言おうというようなことは、直接税といふものは大体金持が負担して、間接税は金持も貧乏人も負担するのだと、そういうような意味で申しますと、第三のグループを認めるということとはど

うかと思ふ。それで私は第三のグループは認めない、直接税か間接税かに態度をはつきりしたのであります。その点が違ふだけで、大したことはございませぬ。それによつて直接税、間接税を国税にしようとするが、国税について計算いたしますと、昭和二十六年年度が三十七十九億で全体の五五％、間接税が二千五百四億で四五％であります。二十五年年度はどうかと申しますと、大体同じであります。直接税五十六％、間接税四十四％になつております。二十四年度について申しますと、直接税五十七％、間接税四十三％、二十三年度は直接税五十一％、間接税四十九％、二十二年年度が直接税五十三％、間接税四十七％、戦争の真最中をとりまして、直接税が六七％、間接税が三三％、それから支那事変前の昭和十年は直接税四一％、間接税五九％になつております。この比率で見ますと、戦争中まあ普通の常識で言ふと、直接税が重いほうが大衆の負担が少く、間接税は大衆の負担になるのであります。そういう立場から申しますと、日本の租税制度といつたしましては、昭和十九年度が一番いいということになつておるのではありません。戦争中の日本の制度は何でも悪いものだといわれまますが、少くとも租税制度に關する限りは一応はいいことになつておるのであります。ところが戦後間接税が大分増え来てまして、それで現在はどうかと申しますと、直接税がやや多くて間接税がやや少いののであります。一体これでいいのかということでございます。これは我々の教壇論としましては、直接税が多いほうがいい、間接税が少いほうがいいというこ

とは、大ざつぱに申しまして、それが正しいことは言うまでもないのであります。が、併しながら私は終戦後の我が日本の現状から申しますと、間接税も意味があります。私はむしろ減税をやめるのだつたら、所得税を減らして間接税を減さないようにされたいということとを数年前から申し上げておりましたが、これは意味があるのであります。と申しますのは、直接税は成るほど金持が負担し、間接税は貧乏人が負担するのだと申しますけれども、今度の戦争によりまして、日本の国民所得の分布状態によりまして、富の分配関係が平等に近づいて来たのであります。これはもう我々がちよつと考へても、家を持つていて家を焼かれた、地面は焼かれた大地主といふものはなくなりました。か、或いは終戦後に財産がつかつたとか、その他財閥解体であるとか、集りものはずつと切られるような傾向があつたといふことは、これは皆さん御案内のことだと思ふのであります。これはこの前の世界大戦のときとちよつと逆でございます。この前の世界大戦は御案内の通り日本の資本主義の流行期でありましたために、富の分配関係が非常に不均衡になつたのであります。今度はその逆であります。その点はこの前の世界大戦の英國において、この前の世界大戦は英國は戦争に勝つたのでありますけれども、富の分配関係は平等に近付いたのであります。これは話が脇道にそれましたが、現在日本の国家について申しますと、金持もあれば貧乏もございすけれど

も、併しながら富の分配関係が平等に近くなつたといふことは言えるのであります。まして、平等に近くなつたと言つても、金持のほうに、ずつと皆が上つたといふのではない。下のほうへ下つて平等になつたのであります。これは嘆かわしいことで、これは問題であります。が、そういうことです。そういう世の中、一体直接税を金持が負担し、間接税を貧乏人が負担すると言つても意味がない。誰も彼も同じような所得を持つておれば、直接税も間接税も意味がないのであります。それを数字的に申しますと、これは私絶えずいろいろな機会に申し上げている数字であります。が、それはどういふ数字であるかという、国税庁における昭和二十四年度の確定申告に關する数字であります。昭和二十四年度でございます。その申告は去年の一月三十一日付で締切つてある確定申告だから、一年前でありまして、これを四月三十日くらいまで延ばして、主計局で推算したのであります。それを言いますと、総所得は基礎控除前の総所得でありまして、確定申告の申告者総数が七百八十三万人であります。そのうち総所得二十万円以下の者はそのうち八七％を占めておるのであります。これは人数から申しまして八七％を占めておるのであります。金額は幾らになるかといふと、確定申告の金額が、合計いたしまして九億六千六百億円でありますが、このうち総所得二十万円以下のものは六八％を占めておるのであります。そこで二十万円以下のものは人数から言ふと八七％、大体九割、それから金額から言ふと、六八％で、大体七割、そこで二十万円というとき多いう

であります。井藤でも一年の所得が二十万円を突破しているのでありまして、二十万円は昭和十年頃の貨幣価値に直しますと、千円以下であります。ところが昭和十年頃の千円以下と申しますと、第三種所得税は免税点であつたから、昭和二十六年年度であつたら所得税を払わなくてもよかつたような連中が大分所得税を負担しているといふような情勢になつております。これなんかは富の分配関係が非常に平等に近づいておる一つの証拠です。それで直接税と言つても大衆が負担する、間接税と言つても大衆が負担する。これは国民所得の構成状態を見まして、これはちよつと意味が違ふのであります。が、そういうことが言えるのであります。昭和十年と昭和二十六年の国民所得の構成を勤勞所得、資産所得、法人所得、官公給与所得と分けて、そのパーセンテージを申し上げますと、勤勞所得は殖えて、個々の事業所得が非常に殖えて資産所得が減つておるのであります。この計数は安本発表の数字で計算したのであります。これは勤勞所得は昭和十年は国民所得のうち三七％を占めておりました。ところが昭和二十六年年度はどうかと申すと、二十四日に発表された資料によると四四％、それから資産所得であります。個人の利子及び地代であります。これは昭和十年度は二二％、二十六年年度は僅か三％であります。それから個人事業所得であります。それは昭和十年は四四％で、昭和二十六年年度は四八％であります。昭和二十六年年度は四八％であります。これは昭和十年が七％、昭和二十六年年度が五％、官公企業所得は一％に

ちよつと時間をとりましたが、一般的な負担軽減の問題、それに関連しての問題を終りまして、今度は社会政策的措置の問題につきまして、若干申し上げたいと思います。社会政策的措置であります、これは結論だけ申し上げますと、今度の改革法案におきまして、次のような一連の措置がとられておりますが、これはいづれも社会政策を考

それから三番目の資本蓄積の問題であります。これにつきましては、大分問題が多いのでありまして、結論を申し上げますと、政府の資本蓄積ということとを目的とするところの減税措置につきましては、私は相当疑問を持つてゐるのであります。そこで資本蓄積についてどういふ措置をやらうとしてゐるか。先ず一般的なことは、一般的減税をやる。一般的な減税をやるという事は、それは民間資本の蓄積を図るというのでありまして、これは結構であります。併し私はこれについて問題にしようとするのではないのでありまして、次の三つの措置であります。それはどういふことかという、新規取

それから三番が、法人の積立金に対して二％の課税が行われておりますが、この二％の課税を廃止する、この三つであります。これは減税の金額から言いますと、割合に少いのであります。て、例えば新たに取得いたしました機械、船舶などの特別償却によつて生ずるところの減収は七億四千五百万円であります。それから預貯金の利子の源泉選択によつて国庫収入が減るかという、大蔵省主税局の推算では増減なしということになつております。それから積立金の二％の課税廃止によつて五億四千万円の減収があると言われているのであります。この三つの措置をいたしまして、国庫という立場から申しますと、減収といつても十二、三億でありまして、大したことはないのであります。私は問題は減税をやらうとする根本精神、根本方針、ここに問題があると思うのであります。その問題が一々について私の卑見を申し上げさせて頂きます。

先ず第一の五割程度の特別償却であります。これは日本経済再建のためには、こういうような特別の機械や船舶に対して減価償却を多くするということは、これは勿論日本経済の再建のために役立つことは言うまでもないものであります。それだけを抽出すれば役立つものであります。併しながら結果からいいますと、こういうようなものを新たに取得し得るといふものは資

か」と申しますと私はこれについて、何うのであります。と申しますのは、五〇％で源泉選択をする、ところが所得税の税率を見ますと、五〇％はどこかと言いますと、この改正法案によりますと、五十万円を超える部分は五〇％であります。だからナイーブに申しますと、五十万円を超えた部分は源泉選択をやるということになります。が、実はそうは言えぬのでありまして、もう少し精密に考えますと、地方の住民税、市町村民税のことを考えなければいけないと思います。市町村民税は今年のやりかたは、来年からは変わるようであります。が、今年のやりかたは前年度の所得税の一八％を標準税率でつております。その通り行われると仮定いたしますと、それをも考慮いたしますして、源泉選択を何万円以上のものかからやつたら得かという計算を見ますと、結局三十万円以上のものです。一

年の課税所得が三十万円を超えた分につきまして、源泉選取を請求するのが得だということになるのであります。五十万円ではないのでありますして、地方税を入れますと三十万円以上ということになります。そこで三十万円以上のものは源泉選取をやるのが得だ、それ以上のものはやらないほうが得だ、そういったしますと、源泉選取制度というものは高額所得者を優遇することになるのであります。租税の根本原則であるところの累進課税の精神に反するということとは、甚だ教壇論であります。そういうことは一応言えるのであります。それから一体貯蓄奨励になるかという、それはそういうことになることもありすが、必ずしもならないのであります。それはどういうことかと言いますと、貯蓄奨励と言いましても、大所得者は銀行に自分の余つた金を預金なんかにするということは少いのでありますして、大所得者は経済能力がありますので、銀行その他の預金にしないで、それ以外の方法で自分みづから投資いたします。而も源泉選取制度を復活いたしましたしても、必ずしも大資本の預金の吸収になるとはどうも私は言えぬのであります。問題は我々のような零細の所得者の余つた金、これを集めるのであります。これは三十万円を超えた分は有利であるが、その以下のものは却つて損だということになりますと、そういうことはやらない、そういったしますと、どうも貯蓄奨励、又は預金吸引という点から言うと効果が余りないのだというのであります。が、話が非常にそれましたが、預金の吸引にはどういふことをすればいいかといふと、預金の利子の引上という

局面だけを見ないで、それ以外の均衡、釣合いということが問題になるのであります。そこで具体的に申し上げますと、成るほど資本蓄積は必要でこの措置も必要でありますが、その以外の部門との釣合いを見ますと、私はやはり社会政策との釣合いを考えますと、そこで例えばこれでいいかというところ、所得税の基礎控除は三万円に上りました。

変前の価値に直すと百五十円以下になる。当時免稅点は二百円以下、基礎控除の物理的的最小生産費、物理的免稅といふ趣旨でいたしたのであります。事変前はどうかというところ千二百円、月に百円以下の場合でなければならぬといふので、そこに大体の個人の免稅の

いは月百五十円ではこれは生活で必要な
のであります。一方でこういう措置置
をそのままにして置いて、多少引上げ
いたしましたが減税をして置いて、他
方でこういうことをやる。こういう場
合は負担の均衡という点からいつて問

け抽象すれば勿論結構でありますが、他との均衡との関係において考えれば問題があると思います。幸いにしてこの三つの資本蓄積に対する措置というのは、これは所得税法や法人税法の本法の改正という形をとらないで、租税特別措置法の改正という臨時措置を

とることになりますから、この点は私
は非常に結構であります。臨時措置を
とられたのでありますから、適當の機
会にこれを又廃止して頂きたいと思っ
ております。それから又特別償却は
どんなものについて償却を認めるかと
いうと、船舶、機械、この機械はたし

か命令によつて指定するということになつておるのではありませんが、指定される場合にも慎重なる態度をおとりになることを希望するのであります。税制に関する点はそれだけであります。

それから資産再評価に関する問題は極めて簡単に申上げます。資産再評価の問題でありますが、この資産再評価はなぜやるかという、目的は結局次の三つだと思ひます。その一はインフレーションによつて生じた資産の価値の混乱を修正するというのが第一番、それから第二番の特長は減価償却を適正にして企業経営の合理化を図る、これが二番。三番目はインフレーションによつて生じた社会的犠牲を社会全体が公平に負担する、これが三番であります。こういう目的から今年の資産再評価を実施するときに、これはすべて強制とすべきであつたのであります。ところが資産再評価法におきましてはこれを強制しないで事業用資産について自由にする。最高限は認めておるが自由にしようという立場をとつたのであります。私はこれは当時からよくない制度でなかつたかと思ふ。今資産再評価の目的という点から申しますと、すべて強制にすべきではなかつたかと思つておるのであります。自由にいたしますと企業は収益性という立場で評価いたしますので、先に申しました三つの目的のうちの一番と三番の目的を達成できないのであります。現にシャープ勧告においてもこれは強制を命じておるが、それが自由になつたという事は一応やはり経済界の要求を尊重したのでありますけれども、併しながらここにもやはり問題があるの

であります。そこで今度又資産再評価をもう一度やり直そうということが問題になつております。そこで一般世間に伝わつておるところの議論を見ますと、企業経営の合理化ということとは二番の説が中心になつて議論されておるのであります。私は一番の立場、インフレーションによつて生じた混乱の修正、それから三番の立場、インフレーションによる社会的犠牲を社会全体が合理的に負担するという三番の立場、この三番の立場を尊重されんことを希望するのであります。

それから具体的に申しますと、今度の資産再評価法を改正される場合には、できるだけ先の原則を変えてもらつては困る。従つて税率を下げようという議論は、インフレーションに伴う社会的犠牲を合理的に分担するという立場からいつて、面白くないのであります。それから物価指数の倍率を変更する、こういうことはできるだ

け中止願ひまして、昨年の方針を厳守されないと、いふ／＼不公平に伴う更に不公平ができるのじやないかと思ふのであります。甚だ予定以上の時間を取りまして恐縮でございますが、これを以て私の公述を終ります。

○委員長(小島清一君) 只今の御公述に対して御質問のあるかたは、どうぞ御質問願ひます。

○木村福八郎君 簡単に二つばかり御質問申上げたいのですが、先ほど国民所得からエンゲル係数による支出を引いたものと税との比率ですね。それによつて税負担の重いか軽いかの比較のお話があつたのですが、この問題は實際問題として、朝鮮動乱前後の事情を見ますと、生計費内容を見ますと、

医療費、これが著しく上つてゐる。大体会費は余り上つてゐない、多少上つてゐますが、一番上り方のひどいのは医療費、それから光熱費、住居費でございます。ですから實際問題としてもつと現実に見て見る場合には、食費のほかにもそういうものを入れて負担を見ますと、相当事情が變つて来るのじやないかと思ひますが、そういうふうな比較のほうがより實際的であると思ふのですが、こういう点は如何ですか。

○公達人(井藤半彌君) お話御尤もであります。私先ほど申しましたときにできるだけ早く短い時間にまとめたことを言へといふことでございましたので申しませんでしたが、今御指摘の点は非常に御尤もでありまして、当然そうすべきじやないかと思ひます。それ以外の点につきましては、やはり数字を以て操作し得るものはまだほかにあるのであります。これは指摘しなくともおわかりかと思ひますが、それは勿論私は当然の御注意だと思ひます。

○木村福八郎君 もう一つお伺ひしたいのは、先ほど階層別国民所得の話ですが、二十四年度の確定申告を基礎にされての主計局の計算を引用されてのお話でございましたが、総所得申告数七百八十三万人のうち二十万以下の人数が八十七、それから所得について見ますと二十万以下が六八、こうなつておりますが、どうも私、シャープさんが参りまして、それで階層別国民所得を調べるときに、大蔵省が二十三年度の階層別国民所得を基礎にしてシャープさんに提出して、それを基礎にしてシャープさんが税率その他をきめられたように思ふのですが、どうも

これまで一番シャープさんが指摘しておられますのは、日本で問題になるのは脱税だと思ひます。それで非常に脱税がたふさんあるのではありませんか、これを元にして階層別国民所得を見ますと、よほど違ふのじやないかと思ひます。我々素人でよくわかりませんが、シャープさんがあつたふうに出したような高所得者は余りない、殆んど低所得者が大部分だといふ計算は、どうも非常に違ふのじやないかといふ気がしております。併しこれは實際に調べようがありませんから、我々もそういう気持ちだけであります。ただ最近大蔵省でも二十四年度でしかの階層別国民所得のなかができたようでありまして、シャープさんと比較して見ると、更にそのほうが高所得者が多少多くなつてゐる。脱税の問題、これはやはり日本では小さくないのですから、非常に大きいのですから、これを一応含めて考へて、殊にインフレ期なんかは非常にそうであつた。高所得者というものは、殊にインフレ期なんかを考へますと、非常に違ふのじやないかと思ひます。

それから富が平等になつたというような御意見であります。その後のインフレによる富の不均衡というものが相当ある。例えば銀行預金を見まして、大口預金と小口預金、これは法人預金を除いても非常に不均衡があると思ひますが、この点非常にいい有益なお話を承つたのですが、その点少しどうもはつきりしないのですが、御説明願ひたいと思ひます。

○公達人(井藤半彌君) これも御尤もでございます。現在日本に脱税が多いだらう、殊に高所得者の脱税が更に多いだらう、これも私感でございますが、それはあり得るだらうと思ひます。ただ先ほどお話がございましたように、これを計数でやるということだけは非常にむずかしいのでございまして、どうしてもこれはいふ／＼な推算をやらなければならぬだらうと思ひます。それで我々財政学を勉強しておる者として、勿論そういう推算をやつて見なければならぬのですが、これを具体的に数字で表わすとなると、いろいろ問題があります。それでシャープ勧告の資料として大蔵省なんか出された数字、やはりこれも大体これと同じようなものでございまして。それから私が去年、昭和二十三年度の確定申告について同じ計算をやつた数字をここに持つて来ましたが、ちよつと違つております。

結論だけ申上げますと、やはり二十万をこつたのであります。それをとりましますと、人数からいいますと二十万以下が九四、金額からいいますと七八、それだけまあ今度は人数からいいますと、二十万以下の方が減つております。それだけ富の分配関係が、これは物価の騰貴ということもございまして、そういうふうな見方をすると、少し變つておる、こういうことは一応言えると思ひます。但しシャープ博士のところへ大蔵省から出された数字、あれは私は特別な数字じやなくて、我々でも自由に手にし得るような数字を基礎にして出されたのであります。ただ我々が手にし得る場合は、少し年度が遅れますが、あれは急ぐ特別な事情があつたために、一年或いは半年早い数字を出されたのじやないかと思ひます。あれを見まして、これと余り大

勢は変つていないのであります。

今御指摘の脱税、そういうことも考慮しなければならぬという御注意、御尤もだと思います。ただ計数によつて表わすとなると、いろいろ問題があるのじやないかと思ひます。

○森下政一君 基礎控除の問題であります。私は先生がさつきおつしやつたように、国民の最低生活費というものは税の圏外に置くべきものだ、最低生活費がどれだけかというところはいろいろ議論がありますが、物理的の最小生活費というものが、結局基礎控除としての税の圏外に置かれる、すべからずそうあるべきものと思ふ。ただそのときの財政的事情によりまして、必ずしもその通りになつていないというふうな実情と思ふのであります。けれども、この点につきましては、一体基礎控除とは何だということを主税局長とは何回もこれまで議論を闘わしたことがあるのであります。私は先刻申しますように、国民生活の最小生活費というものを税の圏外に置くのだ、こういう精神と思ふのであります。そこで特に先生がさつきおつしやいましたように、現在の日本のような富の配分状態の下では、直接税は必ずしも金持が負担するものではない、間接税は貧乏人の負担するものだと言ふことはできない、双方ともに大衆が負担してゐる、全くその通りであります。そういう場合であればなお更、所得税における基礎控除というものは、物理的な最小生活費というものを求めて、これだけは税の圏外に置いて、そうして仮に政府が収収を財政事情によつて上げなければならぬというなら、むしろ間接税をいゝ、これは間接税の場合に

おいては、国民側にその税を負担する、しないの選択の自由がある、こう私は思ひますので、みづからの生活を削つても、なお且つあるものを消費するとかいふ場合、これは特殊なものだと思ひますので、現在のような状態の下においては、基礎控除は厳格に国民の最小生活費というものを税の圏外に置くという制度を私はとらなければならぬものだと思います。若し私のような考え方が間違ひがないとするならば、今度政府の基礎としておりますところの基礎控除の金額、これで果して物理的な最小生活費というものは満たされておるかどうか、その点ひとつ先生のお教を願ひたいと思ひます。

○公述人(井藤半彌君) 今のお説私も尤もだと思ひます。ただ先にも申しましたように、この財政問題、税制問題というものは、それだけを抽象して問題にしますと、どんな場合でも税減がいいという結論に達するのであります。それでできれば幾らかそれでは現在の一世帯の最小生活費かというところの数字を今申上げるといふことはできません。これは問題がありますが、仮に二十万円なら二十万円、十五万円なら十五万円と仮定いたします。それを若し免税すれば、それだけを抽象してやれば非常にいいことであるが、国庫として非常な減収が出て来るのであります。そういういたしますと、経費の節約をすべきだといふ問題が出て来ます。それから又基礎控除の引上げた部分だけ所得税に非常な穴が開く、これをほかの税金で一体負担できるかどうかという、ほかの方面でも非常に重いという声がある。

それから一番いいのが国家経費を減

らすというのがよいということでありますが、それは今皆さん御案内の通り、税金につきましては欠陥を指摘するといふことは非常にやさしいのであります。ところが国家経費についてはむしろいいといふことは、経費の必要といふことは指摘するのはやさしいのであります。が無用であるとか必要度が少いといふような証明を与えるのはこれはむづかしいのであります。これは結局は国の財政全体の総合的な判断によつて私はきめる以外に途はないのじやないかと思ひます。私実は今やをやつて見たらどうかといふことを思ひついでいるのがあります。それは今の御指摘のような事情によりまして、国民の最小生活費が仮に幾らなら幾らと仮定いたします。これによつて幾らの減収がある、この減収をほかの税金によつて幾らカバーできるか、なおそれよりもカバーできない部分が出て来ますが、これだけは国といひましてはどうしても経費を節約すべき部分じやないか、どの経費を節約すべきか、これは問題じやありませんが、そういう意味で国の経費を節約すべきものが或る程度まで数字で出るのじやないかと思つております。併し現在の当面の問題といたしましては、私これを四倍に上げて欲しい五倍に上げて欲しいといふことは勿論結構であります。それが建設的な批評にならないのであります。それでは具体的に何の税金を殖やすのか、言えといわれまうと私は即座に答えることができないのであります。私は方針といたしましては今御指摘のような方針に全面的に賛成するのであります。現実の問題と

いたしましてはこれは徐々に上げる以外に途がないのじやないか、基礎控除につきましては、それから具体的な問題といたしましては、三つの措置といふものは、これはやはり一方にこういう無理をやりながらこういうような減税措置をするといふことは、均衡という点からいつてむしろ取上げたほうがいいのじやないか。今現実に言つてそれだけしか意見が出ないのであります。

○委員長(小串清一君) それでは先生有難うございました。

次に引き続きまして、日本勧業銀行取締役会長の山田義見君にお願いいたします。

○公述人(山田義見君) 私は以前長い間税務をやつておりましたのでございしますが、その税務をやめましてから相当地まで大体大分忘れてしまひましたし、只今又井藤先生から微に入り細を穿つたお話がありましたからして、あまり附加することもないやうであります。ただ私はこの時間を如何に税金が重くして国民が困つてゐるかというところに、国民の一人として陳情の機会に代えたいと思ふのであります。税金が重いのか輕いかといふことは簡単に結論が出ないのであります。簡単に、どうしてその重い輕いといふことをお前言うかといふと、これは外国との税率等を比べて見てもなかなかわかりませんが、只今井藤先生からいろいろお話がありまして、国民所得に対する税が何パーセント、だから高い安いといふお話があつたやうであります。したが、これは先生のお話にもあります通り、国民所得の総額というものが

がなか／＼わかつたやうでわかりません。何兆何億といふ何があります。これは私に言わせれば極めてためめであると思ひます。だからこれを基礎といたしまして税金が高い安いという議論をするのは、結局砂上の楼閣と申します。全然意味がなくなつて、却つて人を誤らしめるものであると思ふのであります。殊にこれを外国と比べて、外国の国民所得に対する税の割合がどうなつてゐる、日本はどうなつてゐる、だから日本は安いのだ、高いのだといふことは全然言えないのであります。と申しますのは、今申しましたやうに、国民所得の総額はいい加減のものであり、アメリカ、イギリスには相当根拠があるのであります。が、少くとも日本の現状においては全然もう無意味のものであると考へておるのであります。それが意味のあるものである、立派なものであると仮定いたしました。でも、国民所得が国民の間に如何に配分されてゐるか、又一人当りの国民所得の金額がどうであるか。アメリカの国民所得と日本の一人当りの国民所得を比べて見ますと、これは雲泥の差があることは御承知の通りであります。といたしますと、所得に対する割合だけで以て税の高低を言えないといふことは、所得税において今日累進課税をされてゐる国内においては、所得の大小によつて税率が非常に違ふ。それは国際間においても同じであると思ひます。又一人当りばかりでなく国民の所得がどういふふうに分配されておるかといふこと、もつと端的に申しますと、大部分のものが貧乏である、或いは貧乏の懸隔が非常に大きくて貧乏人もあるけれども非常に

金持もある。現にアメリカのような国は貧乏人はいないかも知れませんが、例えは戦前に日本には成るほど貧乏人もあつたが非常な所得者もあつた。当時の金といたしましては今まで私の知つております最高の所得者は三井さんでありました。あれが一番多いときに当時の金で以て一千万円の所得に近いところになりましたが、今の金に換算いたしましたなら何十億となります。そういう状態と今と違ふのであります。て、そういうふうな貧富の懸隔という点から考えましても、一概に国民の所得が何パーセントが税金であるから高い安いといふことはできません。どうして高い安いといふことが言えるか。先ず私は比較的高い安いことを言う根本といたしましては、今まで我々が払つておつたところの税金と比べてどうか。これが一番私はピンと来るし又的確なものであらうと思ひます。では今我々が負担しておるところのこの税、これは主として所得税について申しますが、それから曾て我々が負担したところの税金とどれだけ違ふかといふことを一つの例を挙げたいと思ひます。今度の税制で以て相当税金は減つてもうることになつておるのであります。それが、それでも五十万以上が五〇%、二十万以上が四〇%になつておるのであります。五十万と申しますと以前は金ではどうなつておりましたか、仮に百倍といたしますと五千円になります。二百倍といたしますと二千五百円になります。五割の税金がかかる。戦争前に初めて分類所得税、総合所得税といふものができまして、税に根本的な改正が加えられたときには、これは五十万の百分の一としましては、五千

円を越えるところに対して幾らの税金がかかつておつたか。これは分類所得税の百分の六、総合所得税として百分の十、百分の十六だけの税額がかかつておりました。それが今日では五十の税金がかかつております。正に三倍の税金がかかつております。又これを二分の一といたしますと二千五百円、二千五百円の当時税金は幾らかと申しますと、総合所得税といふものがかりませんから、分類所得税だけが百分の六であります。百分の六だけの税額がかかつておつたのに対して今日は五十倍の税金がかかつております。正に八倍以上の税金がかかつております。その後戦争の進むにつれて税金が上つて参りまして、それが上つて参りまして百分の六が百分の十になつただけであります。そういたしますと五万円以上は百分の二十になります。それから二万五千円になりますといふと百分の十になる。戦争中と比べても正に三倍、五倍の税金を今日我々は負担しておるのであります。これは私は税金ばかりではなく、国民生活、これは一人の経済生活ばかりでなく、道徳生活においても結局いろいろな犯罪でありますとか、脱税でありますとか、ごまかしでありますとか、そういういろいろな道徳生活、社会生活、そういうふうなものに對しまして非常に大きな影響を及ぼしてゐるところのものであると思ひます。勿論これは恐らく最大の原因であらうと私は考えるのであります。即ち税をこの際までやるべきことが、少くとも戦前に近いように努力することが、今日一番大事なことであります。私は考えるのであります。税金が如何に當時安かつたかと申します

と、当時国民は営業者も、殊に我々月給取のようなものは税金といふものは殆んど考えたことはありません。ただ所得税決定通知書が来たときに税金のことを思い出す。或いは又納めるときに税を思い出す程度でありました。毎月々々月給袋から月給が引かれるといふことになりまして、僅か百分の六の月給が引かれるのであります。別に氣にもとめませんでした。併し今日はどうか。朝から晩まで税、税、税のこと非常に苦勞をしております。大体税といふものは私はそう朝から晩まで毎日々々苦勞するものではない。やはり以前のようにとき／＼思い出す程度でなくてはならぬと思ひます。恐らくアメリカやイギリスなんかはそういうふう／＼とした生活をしてゐるのだらうと思ひます。そういう点から申しまして今日如何に我々国民が重い税を負担してゐるか。如何に苛斂誅求に喘いでゐるかといふことが言えるかと思ひます。この点を議員諸公は十分お考えを願ひたいと思ふのであります。よくこの頃税が高いと言つて税務署に叱言を申しますけれども、併しこれは税務署の責任ではないのであります。むしろ税務署は非常に強いところの税法を如何にして緩和して適用するかといふことに非常に智慧を絞る努力をいたしておるのであります。その苛斂誅求の本元は誰かと申しますと、何と皆さんであります。これは私は議會であると思ひます。税法を作つておるところの議會が、もつと議員諸公が、如何に税金が重いかといふことを本當に身を以て考へて頂きたいと思ひますが、どうしてその感じが出ないかと申しますと、これ以上は本當に失礼

になりますから私は申しませんが、本當に議員諸公が如何に税金が重いかといふことの自覚が足りないといふ私は断定するのであります。昨年の衆議院の公聴会においても私は特にこれを強く申したのであります。参議院のかたがたにも、大分おいでにならなせんけれども（笑聲）申して置きます。

ではどうしてそういう重い税金になつたか。我々はいつの間にかそういう重い税金を負担するようになったか。それは今日税金の重くなつたところの一番の大きな原因であります。税金が重くなることにつきましては二つの途があります。その一つは我々が意識的にこの税率を重くして行くのであります。例えば分類所得税が百分の六であつたのが七になり、八になり、十になつた。それから又よく問題になります。映画の税といふものが一割から十割に五割、十割、十五割となりました。殊に十割を越えるところの税金といふものは、我々が夢にも思わなかつたのであります。戦争の時にそうになりました。こういうものが我々が自覚して上げるところの税金であります。これは税を上げるときに、上げる大蔵省も、又これに協賛なさるところの議會のかたもやはり幾らかお考えになります。だからこれに對しては或る程度の躊躇といふものがありますし、又上げたのに対して罪滅ぼしと申しますか、何とかしてよくなれば下げたてやうな、何となく浮かんて来るのであります。併しもう一つの税金の上げかたがあります。これは知らず／＼のうちに上つて来る。この税金が、併し併し。所得税が今日、こんなに多くなつたといふことは議會も大蔵省も意識

的に上げたのではないのであります。従つてべらぼうに上つたといつても意識的に上げたのではないのであります。これを下げようとする強い意欲が起つて参りません。これは大蔵省はあつても知れませんが、議會のかた／＼は私はそういう氣持がないように思ひます。そうして僅か税金を下げるというやうな如何にも減税をしてやつたという氣持になります。現に終戦以来大蔵省がたび／＼税の減免のあれを出しました。終戦以来増税案といふものは所得税では出ておりません。毎たび／＼税金は下つておる。そうして大蔵省はこれに對して説明する場合に、所得五万円の者は今はこうだけれども、今度はこうなつたのだ、今まではこうなんだけれども、今度は二割下つた、今度も同じやうな説明をされておる。常に減税であります。戦争以来減税々々であつて一回も増税はしてありません、といつて知らないうちに五倍、十倍の税金になつておる。これは皆さん御承知の通りインフレーションのためであります。このインフレーションといふものは支那や何かではすぐ頭にピンと参ります。といふのは何百年來さういふインフレーションに免疫にされておるからすぐわかりません。貨幣価値の変動といふものはすぐ頭にピンと来る。幸いなるかな日本では曾てさういふ経験がなく、初めて戦後にこのインフレーションといふものは起つたのであります。従つてよく考えればわかる。大蔵省の人も代議士のかたもよく胸に手を當てて考えられますと、この貨幣価値の変動といふことがよくわかりなからな／＼本當に心からわかつてい

ない。かだらつゝいこういふ過ちを犯す
ようになるのであります。これは同じ
税法でありましてものによつてはこ
の税がそのインフレーションによつて
増税にならないのであります。例えば
法人税でありますとか、その他いろいろ
の税におきまして比例税率でなつて
おるもの、これは例えば所得の三〇％
といふことになつておりますといふ
と、そうすると、それは所得がインフ
レーションになつて各目の所得が十倍
になり、二十倍になり、五十倍にな
り、百倍になりまして、税金という
ものは上つて参りません。税金が上り
ますその代りに所得も同じような比例
で以上するものでありますからして、そ
ういふ税法の下にあるものは少しも増
税になりません。これは併し所得税の
ようにいわゆる累進税率によつて課税
されておるもの、これは何万円以上は
幾ら、それを越すと五倍、十倍、二十
倍とずつと上つ参りますからして、
以前五十割で適用されておつたところ
の税金が二百分の一になつた所得階級
はそのまま適用されることになりま
す。そうして国民はちつともその増税
といふ法律が出たことも知らない。又
大蔵省もそういう法案を作らない。議
会もちつとも増税をしていない。それ
がいつの間にか知らないうちに五倍、
十倍の税金になつて、まけたまけたと
言ひながら、いつの間にか十倍の税金
を大蔵省や議会はとつておるのであり
ます。併し私はこういふべらぼうな税金
金はないのだ、所得税という元来戦
前は大体金持階級——と申すと語弊が
ありますが、中流以上のものがこれは
占めておつたものであります。それ
が今日においてはいわゆる大衆課税

と称して本當に給仕の末まで税金がか
かつて来る。こんな所得税は世界に例
がないのであります。これを戦前に返
すことはむずかしいけれどももつと合
理的なものにしなければならぬので
あります。

一つの話がありますが、私が田舎で
役人をしておつた時に或る税務署があ
りまして、約百人の税務署員がおりま
した。それは戦前でありましたが所得税
がかかつておる者が何人おつたかと
申しますと一人でありまして、税務署長
一人でありまして、これは学校を出ま
した学士でありまして、三十前の人で
ありますから扶養家族といふものがな
い、従つてこの人だけに税金がかか
ておる、ほかの九十九人といふものは
所得税がかからぬのであります。それ
が今日はどうでありますか。恐らく役
人といふものは百人のものが百人とも
全部がかかつておる。どうかするといふ
と給仕にかからぬかも知れないが、
或いはかかつておるかも知れない。結
局税務署は自分の能力以上の負担をか
けることになりまして脱税が横行する
し、いい加減な税金の取り方をしてお
る。皆さんが隣近所を御覧になりまし
ても、まともに税金をきちん／＼と払
つておるのは役人くらいなものであり
ましよう。という甚だ語弊がありま
すが、我々の銀行もそうでありませ
んが、(笑聲)大体そういうところだけ
であります。一般の商業者とか、その
他の者は本當にいい加減の税金であ
ります。じやこれを税務署員はしつかり
やつたらいじやないかと申しまして
も、今の税務署員の能率を以てしま
すと、これは到底できないのでありま
す。税務署員の責任ではなくして、さ

つき申しました通りそういう悪税法を
作りましたところのこの議會であると
私は思つております。議會議員諸公は
その点をよくお考え願ひたい、と申し
ますといふと、じやお前、今日のよう
なせむ辛い世の中にあつて税金をまけ
てやるばかりであつては、じやどうし
て帳面の辻褄を合わせるのか、まけて
やれと言ふことは勇ましいけれども、
そう言うことは誰でもできる、じや一
つお前具体案を示せといふことになる
と思ひますが、なか／＼そうなりまし
て私も一応おなじしなければならぬ
のであります。併しこれに對してい
ろいろな私は行き方があると思ひま
す。第一に何といつてもこの歳出を減
らすこととあります。これは又歳出を
減らす権限はこの議會にあるのであり
ますからして、議會のほうが悪い切
つてその経費を節約する、戦争が敗
れたから税金は高くていいのじやない
か、そういうことを言ひながら、併し
歳出面においては戦争に敗れたから殖
えるのが当り前だといふ甚だ矛盾極
まる考えであります。そういう考えを
以ちまして、年々歳出は増加してあり
ます。去年ドッジさんに會つてやかま
しく言われましてから、やつと下り始
めたのであります。この点は私は思
ひ切つて削減する必要があると思ひま
す。では具体的にどのようになつてあ
るか、これは一々私はここで資料を持
つておりませんから申しませんが、併
し非常にここで又残念なことでありま
すが、歳出を減らすといふことは言葉
としてけ易いのであります。議會政
治の本質といひましてなか／＼むず
かしいこととあります。田舎に對する
おみやげ案といふことをよく悪口を言

われませんが、歳出を殖やすといふと顔
が広くなり、歳出を減らすといふと顔
が悪くなる、これはひとり日本の議會
の欠点ばかりでなく、議會政治そのも
のがさうであります。イギリス等のよ
うなああいう模範的議會におきまして
も、その議會のことを書いておる人た
ちは、議會といふところは歳出を減ら
すことができない、歳出を減らす能力
はないのだといふことを言つておりま
す。イギリスでさえ然りでありまし
て、この難きを日本の議會に望む
ことは甚だむずかしいことであると思
ひますけれども、併し今日、さつき申
しましたように戦前ならにかく、戦
争中の税金の五倍、六倍に當るところ
の税金を今取るという手は絶対にな
い。そういうことを考へて、本當に思
ひ切つてこの歳出を減らしてもらいた
い。それに対して、私は昨年これ
は衆議院に一つの提案として申しま
したが、積極的にこれを減らすといふこ
とはなか／＼むずかしいかも知れませ
んが、消極的に殖やさないといふこと
をしてもらいたい、と申しますること
は、今後みんなの國民所得といふもの
は相當増加して参ります。殊に昨年の
朝鮮事変以來法人所得と、個人の所得
がど／＼増加する勢いにあります。
この増加する分だけを所得税の減免に
充ててもらいたい、そうして大体戦前
と比べて適當なところに来るまではこ
の政策を續けてやつてもらいたいとい
ふことを一つ私は提案いたします。こ
れは國民の聲としてそういう強い聲が
上らんことを私は期するのであります
が、議會でもそれくらい覺悟でやつ
て頂きたいと思ふのであります。それ
からあのときも申したのであります

が、あのとき議員から、ではお前そう
言うなら具体的にどの経費が多過ぎる
か言え、といふことを言われまして
が、これはたくさんあるものであります
が、一つの例を挙げて言つて見よ
う、例えば港湾修築といふものがある
る、それは港湾も荒れたものがあるだ
ろうが、併しながら日本の船はどうな
つておるか、戦争前にあれだけの六百
万トンの軍艦を持つていた、四百万ト
ンの商船を持つていた、併し今日はど
うだ、軍艦といふものは一隻もないで
はないか、而も又商船といふものも僅
かに五十万トン、六十万トンしか
ない、今處造船しても百万トンを幾ら
超えない、それだけの船が入れる港が
ないのか、或いは不便かも知れませ
んが、幾ら爆撃を受けて悪くなつたか
といつても、それだけの港がないとは
言わさんぞ、じやそれを更に修築し
張するといふことは、結局或る港が自
分の港をよくしてその繁榮を図る、併
し船は造つたが船を入れる所がない、
結局よその田に入る水を自分の田に引
張つて来て、自分はいいかも知れませ
んが、相手は困る、國民として、國家
としてこういうことはやつていけない
のだ、これはこの頃非常にやかましい
問題になつておりますところの何と
いいますか、公共事業費、國土が荒れ
ているからどうする、こうする、成る
ほど荒れております。併しそれを今や
るがいいか、或いは税金をまけてもら
うがいいか、これは國民自身がやはり
判断し、又議會も同時に判断すべきも
のであります。どつちもやりたいのは
山々であります。戦前に對して四
倍、五倍の所得税を払つてもなおこ
に橋を架けてもらいたい、木を植えて

が、あのとき議員から、ではお前そう
言うなら具体的にどの経費が多過ぎる
か言え、といふことを言われまして
が、これはたくさんあるものであります
が、一つの例を挙げて言つて見よ
う、例えば港湾修築といふものがある
る、それは港湾も荒れたものがあるだ
ろうが、併しながら日本の船はどうな
つておるか、戦争前にあれだけの六百
万トンの軍艦を持つていた、四百万ト
ンの商船を持つていた、併し今日はど
うだ、軍艦といふものは一隻もないで
はないか、而も又商船といふものも僅
かに五十万トン、六十万トンしか
ない、今處造船しても百万トンを幾ら
超えない、それだけの船が入れる港が
ないのか、或いは不便かも知れませ
んが、幾ら爆撃を受けて悪くなつたか
といつても、それだけの港がないとは
言わさんぞ、じやそれを更に修築し
張するといふことは、結局或る港が自
分の港をよくしてその繁榮を図る、併
し船は造つたが船を入れる所がない、
結局よその田に入る水を自分の田に引
張つて来て、自分はいいかも知れませ
んが、相手は困る、國民として、國家
としてこういうことはやつていけない
のだ、これはこの頃非常にやかましい
問題になつておりますところの何と
いいますか、公共事業費、國土が荒れ
ているからどうする、こうする、成る
ほど荒れております。併しそれを今や
るがいいか、或いは税金をまけてもら
うがいいか、これは國民自身がやはり
判断し、又議會も同時に判断すべきも
のであります。どつちもやりたいのは
山々であります。戦前に對して四
倍、五倍の所得税を払つてもなおこ
に橋を架けてもらいたい、木を植えて

もらいたいならそれもいいでしょう。併しそれは暫らく待つてもらいたい、先ず税金を下げてもらいたいということを申します。

それからもう一つ、同じ税金の中であつてもまだ取つていいところの税金がある。所得税はまけなければならんが、ほかの税金すべてをまけてくれとは言わない。もつと取つていいところの税金があります。よく例えに言われますが、同じ重い荷物を馬に付けるにしても、ちゃんとした鞍の上に荷物を置けば、そうするとその馬は大した苦痛を感じないで進んで行ける。併しこれを尻尾にぶら下げたり、頭に載つけたりしたら、その半分の荷物でも馬は苦しくて堪らない、これは税金が重くてもこれを適当に各税金が比例のとれるようにやるということでもあります。ということとはやはり、ではこれをどういうふうにやつた方がいいか、権衡のとれたところの税であるか、ということ、これも抽象的にはなか／＼むずかしい、ことであるが、これも二つの比較をいたしまして、戦争前の状況はまあ一応そのときは、さつき申しました通り税金なんというものはそう苦にしないで行けた時代でありますからして、その時代のプロポーションで行つた方がいいのではないか。そういたしますと、例えば法人税と所得税の問題、個人と法人との間の税金がどうなつてゐるかということを一応考えてみると、これは戦前におきましては、所得税、個人の税金と法人の税金とはこれは大体同じであります。或る年は個人の税金が殖える、或る年は法人の税が殖えることもありすが、大体二、二億のところであつてそう違ひ

せん。違つても一割か二割の違いに過ぎません。これはあとで数字を御覧になるとわかります。これが戦争になりますという、殊に所得税法が二つに分れて、法人に対しては法人税がかかる、個人に対しては分類所得税と総合所得税がかかる。そして分類所得税というものが相当下の階級までかかるようになりまして、そのプロポーションは或る程度壊れて、所得税の方が殖えて参りました。戦後はどうでありますか。これは戦後一、二年の間はこれは止むを得ない状態でありました。ということは法人というものが殆んど全部損失をいたしております。従ひまして法人税が安いということはこれは止むを得ないことであります。併しながら最近はどうでありますか。最近一般の国民は、個人は一部を除きましてやはり食うや食わず、という生活をしております。先ほど井藤先生のお話にもありましたように、いわゆるエンゲル係数は食物のこと……これは議員諸公にお話しているのぢやありません。皆さん、お向うの方に申しますが、エンゲル係数、即ち国民の所得のうちでどれだけを食物に使うかという、その係数が六十前後、今日は恐らく私は五十くらいになつてゐると思ひます。戦前は四十くらいのものであります。だから四十くらいになりまして、今日日本としては一人前でありするが、今日は五十切れるくらいです。四十七、八のところのように記憶しておりますが、そういう状態になつて参りました。それでも私はまだ戦前と比べてみると国民の生活というものは非常に苦しいものであります。法

人はどうでありますか。法人も戦後は非常にやかましかつたが、今日におきましては全部の法人がそうではありません。中には資本金が二十年、三十年で、二倍、三倍というのを半期に儲ける会社もあるであります。これは勿論例にはなりません。併し大多數の法人が戦後のあの惨憺たる状況を脱却いたしまして、殆んど戦前の状況に近付いております。昨日の新聞でありましたか、建設大臣がどこかで演説をしておりました、日本の工業生産力は殆んど戦前のところに回復した。戦前の幾らか減に回復して来ているのだ、そしてその生産力の大ききたるや、世界で四番目であるけれども、三番目であるイギリスと余り違はないという大見得を切つておりますが、それだけ法人というものはよくなつてゐる。その法人に対する税金が今どうなつておりますか。これは法人に対する觀念が、先ほどの井藤先生の言われました通り、ドイツ法の考え方からイギリス法の考え方へ變つて参りました。法人というものは特別のものではない。これは特別に租税を負担する能力のないものだという考え方、これは今日の日本の考え方からするというと、むしろおかしいのであります。そういう考え方をシャープ勧告によつて強制されまして、それを鵜呑みにしておる關係もあるものであります。それが僅かに百分の三十五であります。戦前、戦中におきましてはこれは法人税は五十、六十、もつと大きな税でありました。殊に利得税というものがかりますという、例えば五割、六割、資本金に対して五割以上というのに対しては八割、九割の税金をとられて

いる。平均いたしますと六〇%以上の税金を法人が負担しております。個人の税金はそれだけ多くなつた、何倍かになつておるのに対しては法人の税は半分になつておる。これは今日の状況におきましては私は間違ひである。これは戦後においては仕方がない。併し今日におきましては私は法人税をもつと増徴すべきものである。更に強く申しますならば、このシャープ勧告によりまして強制されましたところの法人に対する觀念を曾つての日本の觀念に帰さなければならん、そういうときが来ておると私は考えます。戦後に當りまして法人に対して非常に重い税金がかつた、これは税の建前がインフレーションによつて壊れたからであります。と申しますのは、所得はこのインフレーションによつたところの貨幣価値の低いところの金によつて算定された。然るにこの資本というものは過去の高い昔の金によつて算定されておる、その矛盾が一つあります。従ひましてその結果をいたしまして償却というものが十分でなかつた。従つて当時の、即ち昨年度までの法人の所得というものは、本当の法人の所得ではありませぬ。これは当然そのうちに相当償却費として減らさなければならぬものがある。併し今日におきましてはその資産の再評価というものができまして、そのために法人というものは十分の償却はできることになつております。これはいろいろ法人に対して誤解がありまして、十分の再評価ができたために、すつかりその企業の必要とするところの償却を全部やつてい

るかどうかは疑問がありますが、併しやり得ることになつており。殊に今度再々評価をいたしまして新らしく評価をやり直すことになりまして、と、大体そういう方面からの間違ひはなくなりまして、従つて法人の得ておるところの所得というものは、これは純然たる所得というものに相成るわけでありませぬ。これに對しまして戦前は超過所得というものがあつた、資本金に對して所得が大きいという高い税金がかつた。そこで強いてやる必要はありませぬが、少くとも比例税といひましては百分の三十五はこれの考へるべきものである。これによつて法人と個人との権衡を直して行く、うして法人に対して重荷しただけは個人の税金をまけてやる、即ち大きく言えばさつき申しました通り、先ず歳出を増加しないことである。そうして自然増収を全部この所得税の減免に充てることが一番大事なことであると思ひますが、それが金でできない、議會でその能力がないといひますならば、せめてこの法人と個人との間の権衡を直したらどうだろうか。百分の三十五を百分の四十五に引上げまして、今日の法人の所得状態から考へるといふと、私は大したことではないと考へます。これだけのものを個人の減免に充てますならば、相當の減免ができるのであります。先ほど井藤先生のお話がありましてこの基礎控除といふものが、これが今度三万円になるのであります。これは戦前におきましては月に五十円あります。従つて年に六百元であります。これを百倍するといふと六万円あります。二百倍と仮定すると十二万円あります。それが基礎控除であつたのであります。それが今

日では三万円に上げて如何にも上げた
ような顔をしておるのでありますが、
甚だおかしな話であります。これをせ
めて五、六万円に上げてもらいたい、
倍以上に上げてもらいたい、そういう
方向に今申しました歳入の余剰という
ものを先ず持つて行つてもらいたい。
又扶養控除、これも今度一万五千元に
上げて如何にも上げたようなことを言
つてゐるのでありますが、これを戦前
の金に比べますと幾らになりますか、
戦前は大体二百円であります。これを
百倍としても二万円であります。若し
貨幣価値が二百倍になつておるとい
うと四万円であります。過去においては
二万円、四万円引かれておつたのが今
日やつと一万五千元が引かれておる状
態であります。そうして子供を育てる
その苦勞、経済的な負担というものは
戦争前と今日とどちらが大きいとい
うことは、子供を持つておる者ははつ
きりわかるのであります。そうして如
何にもその税金をまけたような顔をし
てゐる。その考え方は私は遺憾だと思
う。そういう点から申しまして、今申
しましたように当分の間はこの所得税
の減免をもつと思ひ切つてやる。そう
して今私の言つたような方法によつて
その財源を見出だしてもらいたい。今
度の議会には間に合はんかも知れませ
んが、大蔵省が若しその氣になりませ
んならば、議員提出とかという方法も
あるものでありますからして、そうい
うことで以て本當に今の苛斂誅求に泣
いてゐるところの國民の代表であるな
らば、それくらいのことではしてもし
て私はいいと思う。これだけでありま
す。

○委員長(小串清一君) どうも御苦
勞さんでした。
○松永義雄君 山田さんは曾つて大蔵
省にいらつして、その間の事情をよ
く御承知だろうと存じます。只今我々
の意のあるところを忌憚なく述べられ
て、非常に感謝いたしております。御
承知の通り分類所得税がたしか戦争中
にできたのであります。……
○公述人(山田義見君) 戦争前です
ね。戦争の始まらない前です。
○松永義雄君 太平洋戦争でなく事変
中に……、それで法人と個人所得のお
話がありましたけれども、これから基
礎控除なんかも引上げるといふ話です
が、もう少し進んで、早廻しになるか
も知れませんが、根本的な税制
改革を行なつて、昔のような状態に戻
して、事変前に戻してやり、所得税な
んというものをやるような傾向に持
つて行つたらいいのじやないか。
○公述人(山田義見君) 分類所得税じ
やありません。
○松永義雄君 勤勞所得税とか何か、
あいつたものをやるような形に持
つて行つたらいいのじやないかと思
うのですが、どうですか。
○公述人(山田義見君) これにつきま
しては、私は以前の分類所得税前です
ね、いわゆる法人に対しても個人に対
しても所得税を一本でやつておつた
当時は、最低が一千二百円であつた。
個人所得の税は一千二百円でありま
す。そうして一千二百円を超える金額
は僅か百分の二であります。まるで嘘
みたいな税金であります。これがあ
つたのであります。と申ししますの
は、最低一千二百円を千円に下げる。
今のこれは基礎控除に當るものであり
ますが、これは百倍にするといふと十
万円、二百倍にすると二十万円、二十
四万円といふものを最低二十万円に下
げる。甚だおかしな気がするのであり
ますが、それがなか／＼踏切りが付か
なかつたのであります。と申しします
は、一千二百円を千円に下げますとい
ふと、税金でもつて一割足らずの税金
しか殖えないのであります。然るに所
得納税者といふものがどれだけ殖える
かといふと、殆ど倍近くになるのであ
ります。そうするといふと、フルに働
いてゐる税務署といふものが逆立ちを
しても追つつかない、結局脱税といふ
ことになつて、果してそれだけの税金
が殖えるかどうか、いわゆる高額所得
者の税金を十分取れるかどうかとい
うことで、この千円に下げることなか
な踏切りが付かなかつたのでありま
すが、結局事変が始つてからさうい
うことになりました。さういふことで
の世界的な、極楽のような世の中
がさう遠くない十年ばかり前にあつた
のであります。これは余談であります
が、それで今日の税法であります
が、先ほど井藤先生の話にもシャッ
プ税制に対する一つの懷疑といふもの
を持たれたのであります。私もこのシ
ャップ税制といふものに對しまして
は、大体において反対であります。こ
れは昨年シャップ税制が発表された
きに、一般であらういふ税制ができた、
日本の大蔵省なり税をやつてゐる者
は、何を言つてゐるのだ、アメリカ
さんが来るといふと、一二月の間に
こんな立

派な税制ができたと言つていたが、そ
れに對して何を言つてやるといふ氣
がしたのであります。今日におきま
しては、まずこのシャップ税制とい
ふものに非常な間違ひがあると思
います。現に税制といふものは國民の經
済生活の根柢に關するものでありま
す。経済生活それから消費生活、我々
の生活、生きて行く上においてその根
柢に關するところの大きな影響を持
つてゐるものであります。これを全然知
らない人が、アメリカの社会しか知ら
ないところの人が来まして、一二月か
二三月グル／＼日本を廻つて見て、そ
うして理想的な税法を作るといふこ
とは、これは神様でなければできない
こととあります。さういふ神様でない
人がいい加減、いい加減と言つて誤
弊があります。一二月の間勉強して
作つた税法が日本の國民生活にマツ
チするといふことは、これ又到底考
えられないこととあります。それで私
としては、今占領中で、さういふ
た以前には引張られたのでありま
す。なか／＼困難であります。さうい
ふことも日本が自主権を回復したし
ましたならば、このシャップ税制によ
るところのこの税制といふものは根本
的に変えなければならぬと私は考
えます。国税においてもさうでありま
す。いわんや地方税におきまして、こ
れは地方税の問題ではありませんが、
固定資産税でありますとか、或いは今
度何といふんですか、附加価値税とい
ふもの、殊に附加価値税といふものは
語道斷の問題であります。これは私
の参議院の公聴会におきまして、こ
の不可なるゆえんを十分御説明した
ものであります。これは固定資産税

について申しました。さういふ税金は
変えなければならぬ。その私の言つた
ことを御採用願つたためかとも、私
しうぬぼれるのであります。この附
加価値税は一年延期になつた。今度
もすでに目前に控えておるときに、
さういふ税法を施行することは、も
うやるべきものではないと思ひます。
大体附加価値税などといふものは世
界の國においてやつた所はないので
あります。これはアメリカのシャッ
プ氏が頭の中で考へて、さうしてや
つたといふのでこれを日本に試験
的にやつてみておるわけです。これは
つき申しましたように、國民生活の
根本に關するやうなこの税制を試
験的にやつてもつたら甚だ迷惑であ
る。試験ではないと言われるかも知
れませんが、私はまだこの國もやつた
ことのない、曾つてやつたことのない
税制を半年や一年の研究で以てやる
などといふことは極めて私は乱暴だ
と思ふ。殊に私昨年やかましく言
したのには、この税制をやつてみて
だけの税金がかかるか、今の収益税
と比べてどれだけの増減があるか、
さういふ調査も何もない。今はさう
いふことをなさんかも知れませんが、
以前税制の整理をやりますときに、
税法を作つてみると、さうするとい
ふと具体的に個人や法人に當りま
して、この税法でやるとどれだけの
税金になるか、全般的な問題では
ありません。全般的な問題は今でも
ありません。個人個人に當りまして
それを適当にビツクアツプして
みる、さうすると今までの税金と
どれだけの違ひがあるか、どれだけ殖

えなかつたか、と申ししますの
は、最低一千二百円を千円に下げる。
今のこれは基礎控除に當るものであり
ますが、これは百倍にするといふと十
万円、二百倍にすると二十万円、二十
四万円といふものを最低二十万円に下
げる。甚だおかしな気がするのであり
ますが、それがなか／＼踏切りが付か
なかつたのであります。と申しします
は、一千二百円を千円に下げますとい
ふと、税金でもつて一割足らずの税金
しか殖えないのであります。然るに所
得納税者といふものがどれだけ殖える
かといふと、殆ど倍近くになるのであ
ります。そうするといふと、フルに働
いてゐる税務署といふものが逆立ちを
しても追つつかない、結局脱税といふ
ことになつて、果してそれだけの税金
が殖えるかどうか、いわゆる高額所得
者の税金を十分取れるかどうかとい
うことで、この千円に下げることなか
な踏切りが付かなかつたのでありま
すが、結局事変が始つてからさうい
うことになりました。さういふことで
の世界的な、極楽のような世の中
がさう遠くない十年ばかり前にあつた
のであります。これは余談であります
が、それで今日の税法であります
が、先ほど井藤先生の話にもシャッ
プ税制に対する一つの懷疑といふもの
を持たれたのであります。私もこのシ
ャップ税制といふものに對しまして
は、大体において反対であります。こ
れは昨年シャップ税制が発表された
きに、一般であらういふ税制ができた、
日本の大蔵省なり税をやつてゐる者
は、何を言つてゐるのだ、アメリカ
さんが来るといふと、一二月の間に
こんな立

派な税制ができたと言つていたが、そ
れに對して何を言つてやるといふ氣
がしたのであります。今日におきま
しては、まずこのシャップ税制とい
ふものに非常な間違ひがあると思
います。現に税制といふものは國民の經
済生活の根柢に關するものでありま
す。経済生活それから消費生活、我々
の生活、生きて行く上においてその根
柢に關するところの大きな影響を持
つてゐるものであります。これを全然知
らない人が、アメリカの社会しか知ら
ないところの人が来まして、一二月か
二三月グル／＼日本を廻つて見て、そ
うして理想的な税法を作るといふこ
とは、これは神様でなければできない
こととあります。さういふ神様でない
人がいい加減、いい加減と言つて誤
弊があります。一二月の間勉強して
作つた税法が日本の國民生活にマツ
チするといふことは、これ又到底考
えられないこととあります。それで私
としては、今占領中で、さういふ
た以前には引張られたのでありま
す。なか／＼困難であります。さうい
ふことも日本が自主権を回復したし
ましたならば、このシャップ税制によ
るところのこの税制といふものは根本
的に変えなければならぬと私は考
えます。国税においてもさうでありま
す。いわんや地方税におきまして、こ
れは地方税の問題ではありませんが、
固定資産税でありますとか、或いは今
度何といふんですか、附加価値税とい
ふもの、殊に附加価値税といふものは
語道斷の問題であります。これは私
の参議院の公聴会におきまして、こ
の不可なるゆえんを十分御説明した
ものであります。これは固定資産税

るか、殖えていいのかどうか、そうしてこういふふうな業態別にやつてみまして、この業態はこれだけ殖える、この業態はこれだけ減る、これが果していいのかどうかというのをすつかりやつてみまして、そうしてどういふときはどういふ業態、どういふ人々に対しては大体だけだけの税金の負担の違ひが出て来るかということをはつきりした上で、自信を持つて議会に出したわけでありまして、そうして議会の賛否を得たのであります。然るに今度の附加価値税につきましては、そういうことは全然やつてございせん。どうなるかも無我夢中でありまして、そういう税法を作つただけであります。私はよく言うのでありますが、税法というものは紙に書いたものが税法ではないのであります。税法というものは紙に書いたものであるならば、僕にやらせれば一日で以てその理想的な税法を作つて見せる。併し税法というものは紙に書いたものが税法ではないんだ、では何が税法だ、これは現に行われておるところのものが税法だ、そうして紙に書いたものを行われておるところの税法とは違ふんだ。これは戦争前においても違ひますが、今日においてはまるで違ひます。と申しますのは一つ例を申ししても、例えば所得何十万に對しましては幾らという税法になつておりますが、その所得が果して捕捉されておりますかどうか、これは所得が半分しか捕捉されていなくて、税率は百分の二十、三十を適用いたしまして税金は半分しか入つて来ない。税法には所得に對してこれだけときまつておりますが、実際にはその半分が三分の一しか取れていない

ということがあるし、又或るものは余計取れたということもある。そうしてそれが税法かというところ、紙に書いたものが税法でなく、現に取られておるものが税法だ。紙に出されたものが税金ではなくして皆さんが現に納めておるものが税金である。そういうものであると、税法の施行ということ非常にむずかしいのであります。我々税務官僚の理想として、この紙に書いた税法と現に行われておるところの税法と、この差をできるだけ縮めること、これが税務行政の努力すべきところの目的であります。今日においてはそれがどの程度行われておるかどうかということ、もう皆さん身を以て體驗しておられると思います。そういう意味からいまして、本當に生きたところの税法を作つて、これは非常にむずかしいのであります。それをシヤウブ博士のほうでは何か月かで以てすらすらと紙に書いて、そうしておつぱり出したのであります。それを殆んど無批判で議會も政府も入れてやつたといふところに根本的な誤りがあるのであります。私は早急にこれを變えるわけには行きませんが、もつとゆつくり考えまして、そうして本當に我々国民生活、我々の理想ではありませぬ。我々の現在の日本の民情、そういうものに立派にマツチしたところの税法を作らなければならぬ。如何に理想的な税法でありまして、これが我々国民生活にマツチしなければ紙に書いた餅に過ぎない。現に日本の所得税法というものは立派なものかも知れませぬ。これを中國に持つて行つてごらん下さい、この税法では行へない。いわんやこれをインドネシアやそこらへ持つて

行つたら行われるわけはありませぬ。それと同じようにアメリカの税法が假に理想的でありまして、それを日本に持つて来て適當といふことはありません。こういう点からいまして私は、今までアメリカさんの言うことだ何でもないことだと思つてやつておるようですが、ほかのことは知りませぬ。税だけは今度我々もつとよく考えて、そうして我々の国民生活、我々の感情にマツチしたところの税法に變更するといふことは、結局大體において戦前の税制に歸らざるを得ないと私はひそかに考へておりますが、併しながら戦前にもいろいろ間違つたところもありました。その後世の中というものは變りましたし、いわゆる民主主義といふものによりまして、よほど皆の考へ方も變つておりますからして、戦前のそのままではうまく行かんであります。ところが、少くとも日本の国民性といふものは變らぬものでありますから、そういうところから根本的に考え直さなければならぬ、そういうためには今日の話のほかであります。附加価値税といふものは、もう固定資産税はやつてしまつたら仕方がないから、附加価値税はこれからやろうとする、それをもう一年乃至二年延ばしてゆつくり考へて、もつと調査をして、これがよければやつたらいい。併しアメリカから言われたからやるといふのでなくして、よく考へて、そこで成るほどこれならいい税法だ、こういう税法ならいいわけは世界の先進としてやつてもいいわけでありまして、いかんどうかわからぬのをちよつとモルモットに試験するやうな恰好でやられたのでは困る。といふことを私は申し上げたのであります。

○野溝勝君 私は山田君に希望を申し上げておきたいと思ひます。質問よりは簡単に希望を申し上げておきますが、非常に今日は私どもの思つておるやうな、平生考へておる御意見を強くいたしました。そこで山田君に一つ希望しておきたいのですが、私が地方財政の所管の大臣をやつておるときに、今のやうな課税の構想から事業税中土地使税といふものを数十億計上したわけでありまして、そのときには私は今の鵜点から反對したときに、あなたが地方財政の顧問をやられて、そういうふうな私の積極的な味方になつてくれると思つておりましたところ、なか／＼そうでなかつた。ところが今日は非常に御意見が飛躍したのであります。それから、特にあなたは非常に地方財政のほりも顧問をやつておられ、殊に附加価値税の問題や、固定資産税の問題を出されたのであります。更にそういう考へ方を今回の地方財政の顧問會議においても強調されんことを切に希望いたしました。私のあれを終ります。

○公述人(山田義見君) ちよつと御質問であります。答へませぬけれども、何か約束したやうに言われまうけれども、これは昔からのあれであつて私の基本であるといふことは、私の長官であります。大矢主税局長よく御存じであります。あのときはどういふわけでありましたか、あのとき私が申しましたのは、地方といふものが国の補助金といふものです。今は分担金となつておりますが、それによつてみな私といふことになつておる、それじやいかん、地方は地方で自前でやれ、そういう例を立てました。そういうことに対しては當然歳出の面において

もいろ／＼の国の負担が地の方負担になつてはならぬといふところもある。う、併し少くとも自治体といふならばこれは自前で、自分の税金でやるやうにする、それを今日の税法は丁度、あのかたが御作りになつたかも知れませぬが、例えば府県などといふものは総収入の九割を國に依存してゐるところの財政であります。鳥取県でありますとか、ああいうところは九割何分まで國の負担金で賄つておられます。そういう自治体といふものがあります。自治といふのはみづから納めてみづから立つといふか、自分の金で賄うといふのが自治である、そうであるといふ考へておられます。そういう点から私はいふ言つたのであります。そうするためにはこの自治制といふものを根本的に變更する、變更しないならば、府県を廃止する、廃止しなければ自前でやれるやうな税制を作るか、そういうことをそのときに言つたのであります。

○野溝勝君 それはあのときに國家委任事務といふものがあつたのです。國家委任事務としておいて、國がそれに対して地方の財政を援助しないといふことはこれは不合理です。そういう建前で、勿論自治体が財政の裏付けがありさへすれば、これは自治制でありますから何も中央から援助を受ける必要はないと思ひます。そういう点からあの當時は國家委任事務といふものは、まあ政府の財務の裏付けを事務だけ責任を持たしてやらしておりましたから、そういう点であなたは考へておつたかも知れぬが、私はそういうふうには考へません。

○油井賢太郎君 大變結構なお話を承つたのですが、三点についてお伺いしたいのですが、第一はエンゲル

係数の問題です。これは今の政府では、先般来予算の關係上等よりして、安本長官のお話によると、消費者のいわゆるC・P・Iの指数というものがいろいろ検討されたのであります。大衆国民の食生活がやはり現在でも六〇%を占めている。そういう点で以てC・P・Iが余り上つてないのではありません。こういう発表をつい近日やつてゐる。あなたの御説によると、これは五〇%を切つてゐるという、大衆その間相違があるのではありませんが、あなたの取られた資料というものが正しいとすれば今の政府の考えは根本的に間違つてゐる。そこであなたの取られた資料を今日でなくともよろしいですけれども、この委員会に一つお出し願つて一つ参考資料にさして頂きたいということをお願いしておきます。

その次にもう一つは、資産再評価等によつて法人のいわゆる含み資産というものが表に出ましたけれども、やはり資本蓄積という意味からいって現在の三五%当りが適當でないかということ、この国会特に大蔵委員会当りであつた御説によると、非常にアンバランスだといふわけなんです、この点の見解から見ますと、資産再評価の含み資産が資本に振り替えられたあとと前では大分違ふのではないかと思ひます。この点は更にちよつと御意見を伺ひたいのであります。

もう一つ第三点は、五百億の今度のインベントリー・ファイナンス、これを降止すれば相当税の軽減を我々にはできるのじゃないかという私どもの党としての意見があるのですが、これに対して金融機関等にタッチされているあ

なたのお考えをお聞かせ願ひたい。

○公述人(山田義見君) エンゲル係数の問題、これは資料を出せと言われまゝとお見せしなければならんことになりませんが、私の申しますのは二、三年前、我々のすべての食生活が非常に悪くて殆んど食うだけのことであつておつた時分に六〇乃至六五%と云われてゐる。それが嘘であれば別であります。それを今日聞きますと、私は当時六〇乃至六五%であつたのに今日もやはり六〇%を切つてゐないかと考へるのは少し甘すぎる。少くとも五五%を切るくらいのところまで行つてゐる。俺は全部殆んど食うものに使つておるといふけれども、平均しますればそこまで食生活というものは私は改善されてゐるのじゃないか。即ち今日の五〇というお話は、六〇乃至六五と言つた当時と比べて、少くとも何割か程度は食生活に、我々が米や何かを払ふところの金をつとめた文化的事業をやるようになつてゐるのだということを考へまして、それから趣旨は同じなんです、そういう關係がよく本等につきまして、今日は五〇を切つてゐるのを見ましたよ。さあ証拠を示せと言われまゝと困ります。

次は法人であります、この三五%は安いから上げろという、これは資本蓄積上必要じゃないか、これはまあ資本蓄積という点を考へますとその通りであると思ふ。結局は両方ともいいことではないのであります。資本蓄積を……国民が食うや食わずのものが今の五〇になるというような、言葉は強いのでございますけれども、今日のやうな戦前と比べて何倍というやうな

所得税を負担して、なお資本蓄積という方向で行かなければならぬものだらうかどうか、問題はそこであると思ひます。例えば今日或る業体としては何十パーセントの利益を上げてゐる。そういうものは資本蓄積でどん／＼事業を拡張する。それが果して国家のために考へまして、こうなることがいいかどうかということは、そういう事業は必ずしも今後の日本の国家として、今日以上に拡張しなければならぬ業態であるかどうかということを考へなければならぬ。日本銀行では今日の新聞で見ますと、そういう点を考へて資本の統制をやつたやうなことを言つておりますが、併しそういうところに統制の手は及ばないのであります。

それ自身資本蓄積で拡張するのは、必ずしも国家的に必要でないものであります。その会社が民間の仕事でありまさればどん／＼資本蓄積をやり得ます。併しそういうことが必要でありましかどうか、根本的に申しまして資本の蓄積というものは勿論大事であるが、非常に強制的な資本蓄積、そうでなくとも少し国民生活に余裕を持たして、そうして資本蓄積をいたしまして、個人を通じての蓄積という面、併し法人で税金を取つて、併し個人にまけてやつた場合において、それだけのものが資本蓄積に向つては申しません。大部分というものは消費生活に向つてあります。併し要するに国民の生活が豊かになることは、これは広い意味の資本蓄積になるのです。が、国家のためにはどちらがプラスであるかといふことは違つた観点から考へなければならぬと思ひます。

もう一つさつき申したと思つたので

すが、今御指摘の通り再評価をいたしましたも、これがまだ資本化されておられない面がありまして、この点も私申しました通り違つたところがあります。昨年の第一回の再評価の場合におきまして、この観点からこれを十分やつておりません。ある事業家等にはこれを是非やらなければならぬ。これをやらなければあとでえらい目に会ふぞと言ひましたがいづ／＼な観点からやつておりません。一般の人たちの心配といふものは六分の六の税金が高い。今これを払うのは大変だという声であつたと思ふ。だから私は今度第二回の再評価の場合におきましては、この六分の六といふものを下げてもらいたいと思ひます。これは井藤先生と全然反対するのではありませんが、私は下げてもらわなければいけません。元来先ほど申しましたようにインフレ所得といふものは本當の所得ではないのでありますから、資産再評価によつて法人の資本といふものは二億が四億、五億になると言つても、その五億のものが決して所得でも何でもないのでありますから、これに税金をかけるということとは間違ひであります。これをシャウプ氏はその点認めておるのであります。ただシャウプ氏がこれに對して百分の六を取らなければならぬといつた理由は、いづ／＼な形において日本の税制ではそういうインフレ利益に對して税金をかけておるのは、今の一つの權衡上かけておるのだということを申し上げておるのではありません。併し權衡上と申しまして、私は少くとも六といふのは高いと思ふのであります。併し六のうち百分の三だけはすでに払つておりますからして、これを更に返せと申

しましても大蔵省なか／＼肯んじない。だから私は資産再評価の委員会でも申したのであります、取つたものは仕方がないから、百分の三で打切つたらどうか、今度再評価の場合百分の六を百分の三にしたらどうか、そうしたら民間のものも思ひ切つて再評価やる。そうすると百分の六を百分の三に下げて再評価の総額といふものは大蔵省の心配するほど減らんだらうと思ふ。そうして再評価をみんなが安心してやるようになるだらうし、それで大蔵省も非常に助かるだらうと思ふ。そうしなければ会社といふものはその百分の六のために再評価を十分にやらない。殊に収益状態の悪いものをやらない。そうするとよくつたときに困る。そのときにえらい目に会ふ。今の税法で再評価がきんから、私は恐らく占領政策がなくなつたあとにおきましては、法人に對する税法といふものは根本的に變つてゐると思ふ。そうしてこれが所得といふやうなものができて来た場合においてはえらい目に遭ふ。又評価できなくて、償却をするといふときに十分の償却ができないといふことは、結局資本の食い潰しになる。そういう点から言つてみんなが安心して再評価ができるように百分の六を百分の三にしてみたいといふこと。それからも一つ、これはほかの意味で再評価を阻止する途がありますが、これは収益の少いものを再評価しますといふと、十分の償却ができない、償却をすることに成るといふと配当ができない。配当ができなければ会社の経営に非常に困難をする。株価も下り増資もできないで困る。そういうものに対してしましては、これは償却といふものを

強制的にしないのだ、企業が償却し得るところの限度におい償却を認める、それもいい。そうして償却できないものはこれは償却不足として、今後利益の増加した場合にその繰越しを認めてやる。これは以前はやつておつたのでありますが、これは戦争の末期に至りましてそれをやらなくなつた。償却の未済の繰越しというものをやらなくなりました。これは私はそこまでやる必要はない。償却未済には今後利益のあつた場合に特に償却を認めてやる、そういう方向にやつたらどうか。それから又償却できないところはできないなりにいいぢやないか。これは電気事業なんかにおいて特に影響が大きい。電気をとことんまで償却いたしますというところ、再評価をいたさなければ、これは電気事業の食い潰しになります。これをやるをいたしますと、今日の電気の料金が押えられておる関係上これを上げると申しますけれども、一遍に上げませんから、或る程度ずつと上げて行く。その期間だけはこれは償却する能力はありません。償却するというところになると配当ができなくなる。そうしてこれは又公益事業委員会というものがありますから、配当未済のまままで償却を十分にやらないで以て、利益として配当を許すというこはしないと思ひます。そうすると電気の株というものには無配当になります。配当しようとするならば、再評価を減らさなければならぬ。このシレンマになる。私はとことんまで償却をしろ、そうして償却はその企業が適当な配当をなし得る範囲において償却を認めて、そうして償却ができなかつた面だけは、これは

あとは赤字として残して行く。そうして利益ができたときに償却を認めて行く。そうしなかつたならば円満な解決はできないのではないかと、このことを私大蔵省にやかましく言つておりますが、なか／＼御理解願ひません。どうぞ議会の方面でこの点を御推進願ひれば結構だと思ひます。第三は……

○油井賢太郎君 インベントリー……

○公述人(山田義見君) 私はああいうものは国のあれでやる必要はないと思ひます。それだけのものを所得税でまけてもらつた方がいい。所得税をまけるためにはどんなことをしても財源を捻出してやつてもらひたい。それにやつてマイナスになることは絶対になんかと思ひます。

○委員長(小串清一君) 大分時間が経ちましたから午前の公聴会をこれを以て休憩いたしたいと思ひます。
午後一時三十分から開会いたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(小串清一君) 午前に引続きまして、これより大蔵委員会の公聴会を継続いたします。

関西経済連合会の常任理事の工藤友恵君に先ず公述をお願いいたします。

○公述人(工藤友恵君) 資産再評価に關しましては、従来私どもの関係してあります会におきましては、非常に最初から熱心に検討しておりまして、実を申上げますというと、最初に、日本の敗戦後におきまして生産増強対策というものが叫ばれた当時、生産増強の一番の基礎は何であるかということからいろいろ考えまして、企業の弱

体化を防ぐということが一番根幹ではないかということからこの問題を取上げたのであります。その理由としましては、終戦後のインフレ高進により、固定資産の減価償却が企業の実質資本を維持するに足るだけ行い得なかつたことに起因するのであります。幸ひ私どもの要望が認められまして、資産再評価法の制定を見、昨年実施されたのであります。併しその実施状況は極めて低調なものでございまして、この具体的な数字につきましては再評価の締切日である昨年十月末現在における国税庁の集計が本年一月公表されたので、すでに御承知のことと存じます、私どもにおきましては、資産再評価の必要性を早くから提唱して、その結果に重大な関心を持つていた関係上、昨年十月私どもも会員である会社に対しまして、再評価に關する実態調査を実施いたしました。その調査の内容は、再評価実施の有無、再評価を実施した目的、再評価を限度一ぱいまで実施しなかつた理由、或いは全然再評価をしなかつた理由、及び再評価に關する今後の希望、こういうものを項目について調査したのであります。この調査は私どもの会員構成上、比較的大企業を対象としたものであります。十一月中旬までに得ました百六十社の回答を整理集計しましたところ、再評価実施状況の低調なのは次のような理由に基づくことがわかつたのであります。

第二は、固定資産税との関係において、再評価額が固定資産税の課税標準の最低限度となり、或いは固定資産の時価、決定の基準となる危険性を伴うを以て不利なる結果を招くからだ、これが第二の理由であります。

第三には、再評価税が高率に過ぎ且つ納付期限が短期に過ぎるを以て、納税資金の調達が困難である。

以上のようなのが大体ございまして、その外には、今度の資産再評価法の法文が甚だむずかしくて、且つ申告書提出期限までの時間的余裕が乏しかつたため、再評価を全く断念せざるを得なかつた事業も相当存在することを認めなければなりません。元来一度切りの約束で実施されました再評価は、前述のごとき諸原因により極めて不十分な結果しか得られなかつたのであります。再評価の必要が痛感された時期と、その実施の時期とが非常にずれ

されたものでございまして、業種によつてはこれを以て十分なりとは称したいものがあるものであります。再評価が法定の限度額より更に低い程度にとどまり、又は全く再評価を行わないときは一層資本の食い潰しの傾向が大きくなりまして、前回の再評価はその実績より見まして、全くの失敗であつたと言わなくてはならないと思つております。ここにかかると結果を補正する意味を以て第二次再評価が必要とせられるのであります。

こういう理由に基きまして昨年十二月、私どもは資産再評価対策に關する意見を發表しまして、関係当局並びに本院の大蔵委員会の委員のお手許に差上げたのであります。その後本年一月税法改正に關する意見書におきまして、前回行われた資産再評価の実績が至つて低調であつたことに鑑み、その後の経済情勢の変化も勘案して、資産再評価の効果に十分均霑し得なかつた企業に対しても一度再評価の機会を与えて欲しいということ強く要望しております。その後これらの要望に應

えまして、大蔵省主税局より、税制改正及び資産再評価に關する要綱が公表せられまして、再び資産の再評価を行ひ得る意向を示しましたことは、我々甚だ同感を禁じ得ないところであります。併しその條件が前回とほぼ同一の場合にはということになつておりますが、そういう場合には、その成果に關して大いなる疑いを抱かざるを得ないのであります。

これから主として一月末発表されました資産再評価特別措置要領案を中心にして、私どもの意見を申上げたいと思ひます。

第二次再評価に対する根本態度そのものについて申し上げますと、企業経理を合理化して、健全な資本蓄積を図るために第二次再評価を認めることは、私どもの主張し来たつたところでありまして、その実現を強く要望する。併しながら大蔵省原案のごとく、前回十分な再評価を行なかつた企業についておのおの前回と同様の方法により再び資産再評価を行い得る措置を講ずるという、そういう程度では到底この目的を達成することはできないと考えます。なぜかと申し上げますと、最初に申し上げました通り、前回の再評価が低調であつた原因は、実に方法、條件等が悪かつたためであるから、この同じ方法、条件でやらせるならば、幾度繰返し再評価の機会が与えられても、十分なる再評価は望み得べくもなく、従つて再評価の目的とするところの適正なる減価償却と譲渡所得に対する課税の合理化は不可能に終るであらうと考えるのであります。元来資産の再評価を我々が要望し、そうして当局がそれを認めました根本目的は、企業をして適正な減価償却を可能ならしめることでありまして、即ち我が国の企業は戦後のインフレーションによつて貨幣価値が著しく下落したにもかかわらず、企業の資産の帳簿価額は、従来通り低いままに置かれていたため、適正なる減価償却ができず、資本の食い潰しが行われていた状態でごさいます。そこでその古い、低い帳簿価額を貨幣価値に相応する価額に引き直すことによりまして、減価償却を適正ならしめ、以て企業経理の合理化及び企業の資本維持とを可能ならしめる基礎を確立すると共に、法人税の

課税についても適正なる減価償却を行つた後の実質所得を標準とするようにしようとするものであります。こういう目的を以て昨年再評価が実施されましたが、その条件が苛酷でありましたため、更に再評価の申告が企業収益の見通し甚だしく悪化した時期において締切られたため、至つて低調になつたものと考えるのであります。次に再評価の時期について申し上げます。大蔵省原案によれば、法人については昭和二十六年一月（一月一日以後四月一日前に事業年度の終了する場合を除く）又は同年一月一日後同年九月三十日まで開始する事業年度の初日現在で再評価を行い得ることとなつております。即ち遅くとも本年九月三十日まで現在で第二次再評価を実施せよとする意向であるが、前回の再評価が不十分であつたのは、その時期が余りにも短期であつたため内外経済情勢の見通しが十分つかなかつたことがその一因となつてゐることを考慮せねばなりません。従つて原案のごとく短期間のうちに第二次再評価を行わしむべきではなく、日本経済の見通しがほぼ確定するまでの間に適宜に行わしむべきである。併しながらその期間も無制限では種々弊害が生ずるであらうから一応三年間に限定するのが適当であると思ふ。三年もすれば日本経済もほぼ安定し、内外経済情勢に即応した企業体制を確定することが可能であらうと思ふ。従つて第二次再評価に關しては、昭和二十六年一月一日を第二次再評価の基準日とし、その基準日たる本年一月一日現在か、又はそれ以降昭和二十八年十二月三十一日まで開始する事業年度初日現在のい

ずれか現在で再評価を行うものとすれば、各企業はその間において最も適当と考える時期を選んで第二次再評価を実施し得ることとなります。個人の第二次再評価は、法人に準じて昭和二十八年までに企業の任意の時に再評価せしめるようにすべきであります。その次に、再評価の基準及び資産の範囲について申し上げます。再評価額を算定するための倍率は、大蔵省原案によれば、前回通りとなつてゐる。前回の再評価の際用いられた倍率は、昭和二十四年六月の日銀調べによる東京卸売物価指数によつてゐるにもかかわらず、第二次再評価の場合にもこのまま使うつもりと思はれる。併しながらその後卸売物価は漸騰の一途を辿つてゐるから、それを考慮に入れて本年一月一日現在における物価指数に基づく倍率によつて第二次再評価をなさしめる必要がある。これに伴ひ昨年再評価の際、限度まで再評価した企業といえども、その後本年一月の卸売物価指数の上昇分だけは更に再評価を行う余地を生ずるわけである。昭和二十三年一月を一〇〇とした日銀のこの指数は、昭和二十四年六月が二四六・一であつたが、昭和二十五年六月には二六九・一となり、更に二十五年末には三三〇・一となつてゐる。昭和二十四年六月を一〇〇として換算すると二十六年十二月は一三四・一、即ち卸売物価は三割四分の騰貴を示してゐる。かかる騰貴率は当然再評価倍数の作成に反映せしむべきであります。

次に、再評価のとき用いられる倍率は、前述の日銀調べの物価指数と未償却残存率とを掛け合せて作成されてゐるのであるが、その未償却残存率は前回の再評価のときは、取得の時期からの経過年数に依り、その耐用年数の資産について法人税法上定められた定率法の償却率によつて法定限度一ぱいまで減価償却を行なつた場合の未償却残存率を使用された。併しながら未償却残存率は定率法によるものは定額法によるものよりも常に低付にあるのは当然であるから、仮に限度額一ぱいまで再評価したとしても、実際の価額よりも低いということが言える。法人税法は、シャウプ勧告に基き昨年の改正により、法人はそのいづれか自己の企業の実態に最も即応する方法を選択することができると定められて、定率法によるものと定額法によるものと、企業の自由なることを明らかにしておきます。然るに再評価に際し倍率表を作成する基礎として使用された未償却残存率を定率法を用いて計算されたもののみであるといふことは、減価償却の本来の性質から考えましても、不公平と言わなくてはならないと思ひます。従つて第二次再評価の際には、未償却残存率は定率法によるものと定額法によるものとの二様のものを作成し、そのいづれを適用するかは企業の選択に任せるものとすべきだと考えるのであります。

なお前回の再評価の際には、陳腐化したため再評価の限度額が低かつた資産につきましては、その後の経済情勢の変動によりまして稼働率、収益率等が向上したために陳腐化の程度が小さくなつたと考えられる資産がございしますが、こういう資産につきましては、再評価の限度額を昨年よりも増額することを認めてゐる大蔵省原案は、当然のこととして私どもの賛成するところでありまして、なお倍数の変更に伴ひ再評価資産の範囲も又変更を生ずべきこととなるのであります。

再評価資産の範囲は大蔵省原案によりますれば、昭和二十五年一月一日から再評価日まで引續いて所有する資産に限定されております。従つて二十五年中に取得した資産については、再評価を認めないののであります。併しながら再評価本来の目的が、適正なる減価償却をなし、資本蓄積を促進するためのものであるという趣旨からしますれば、二十五年に購入した資産についても、その後の物価騰貴を考慮する限り当然その再評価を認めなければならぬ、こう考えるのであります。次に再評価税について申し上げます。大蔵省原案によりますれば、第二次再評価においても前回と同様の六%の税率により再評価税を課することとなつておりますが、これについては慎重なる御考慮を煩わしいと思ふのであります。私どもにおきまして昨年十月再評価実施状況について実態調査を行なつた結果によりますれば、六%の再評価税が如何に再評価の実施を阻害したかを物語つてゐるのであります。即ち先ほど申し上げましたように、調査対象会社、比較的大企業でございしますが、百六十社のうち、再評価税率が高過ぎるため納税資金の調達が困難であると回答したものは三十三社に及んでおります。再評価差額はインフレによる貨幣価値の変動に伴う單に名目的な帳簿上の利益に過ぎないのでございしますから、これに對して課税すべきではなく、この点についてはシャウプ勧告においても理論上認め

るものであるが、その未償却残存率は前回の再評価のときは、取得の時期からの経過年数に依り、その耐用年数の資産について法人税法上定められた定率法の償却率によつて法定限度一ぱいまで減価償却を行なつた場合の未償却残存率を使用された。併しながら未償却残存率は定率法によるものは定額法によるものよりも常に低付にあるのは当然であるから、仮に限度額一ぱいまで再評価したとしても、実際の価額よりも低いということが言える。法人税法は、シャウプ勧告に基き昨年の改正により、法人はそのいづれか自己の企業の実態に最も即応する方法を選択することができると定められて、定率法によるものと定額法によるものと、企業の自由なることを明らかにしておきます。然るに再評価に際し倍率表を作成する基礎として使用された未償却残存率を定率法を用いて計算されたもののみであるといふことは、減価償却の本来の性質から考えましても、不公平と言わなくてはならないと思ひます。従つて第二次再評価の際には、未償却残存率は定率法によるものと定額法によるものとの二様のものを作成し、そのいづれを適用するかは企業の選択に任せるものとすべきだと考えるのであります。

なお前回の再評価の際には、陳腐化したため再評価の限度額が低かつた資産につきましては、その後の経済情勢の変動によりまして稼働率、収益率等が向上したために陳腐化の程度が小さくなつたと考えられる資産がございしますが、こういう資産につきましては、再評価の限度額を昨年よりも増額することを認めてゐる大蔵省原案は、当然のこととして私どもの賛成するところでありまして、なお倍数の変更に伴ひ再評価資産の範囲も又変更を生ずべきこととなるのであります。

再評価資産の範囲は大蔵省原案によりますれば、昭和二十五年一月一日から再評価日まで引續いて所有する資産に限定されております。従つて二十五年中に取得した資産については、再評価を認めないののであります。併しながら再評価本来の目的が、適正なる減価償却をなし、資本蓄積を促進するためのものであるという趣旨からしますれば、二十五年に購入した資産についても、その後の物価騰貴を考慮する限り当然その再評価を認めなければならぬ、こう考えるのであります。次に再評価税について申し上げます。大蔵省原案によりますれば、第二次再評価においても前回と同様の六%の税率により再評価税を課することとなつておりますが、これについては慎重なる御考慮を煩わしいと思ふのであります。私どもにおきまして昨年十月再評価実施状況について実態調査を行なつた結果によりますれば、六%の再評価税が如何に再評価の実施を阻害したかを物語つてゐるのであります。即ち先ほど申し上げましたように、調査対象会社、比較的大企業でございしますが、百六十社のうち、再評価税率が高過ぎるため納税資金の調達が困難であると回答したものは三十三社に及んでおります。再評価差額はインフレによる貨幣価値の変動に伴う單に名目的な帳簿上の利益に過ぎないのでございしますから、これに對して課税すべきではなく、この点についてはシャウプ勧告においても理論上認め

ることとして私どもの賛成するところでありまして、なお倍数の変更に伴ひ再評価資産の範囲も又変更を生ずべきこととなるのであります。

られるのでございますが、それにもかかわらず、前回の再評価に際し課税されたことが、再評価の実施を満足に導いた原因の一つであるから、第二次再評価においては、再評価税を全廃することを我々は要望したいのであります。これは理論的に正しいと思ひますが、若し何らかの理由によりまして課税が必要とするならば、現在の税率の二分の一たる三%以下の税率にとどめるべきであると思ひます。このようにしますれば、初年度に納めました三%の税は返戻を要しないのでございまして、政策的に私は三%というところが適当かと考えるのであります。

再評価税が課せられる場合におきましても、その納付方法は、現行法は原則として当該企業の収益の多寡にかかわらず、三年間にそれ／＼二分の一、四分の一、四分の一ずつ分納することとなつております。この方法は企業の収益の多寡を考慮してないから、決算の結果赤字となつても、一定期限内に再評価税を支払わなくてはならないのであります。こういうことは再評価によつて減価償却額が増大してこそ再評価の利益が得られるのであるが、商業の業況が悪く減価償却が法定の限度までできない場合でも、再評価税だけ規定通り納めなくてはならないことになりまして、企業としては何ら得るところがない結果になるのであります。尤も納付方法に延納が認められておりますが、それも大蔵省案によりまして、法人については、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了後二月以内となつており、それ以後に亘る延納は認められておりません。かか

る不合理をなくするために再評価税の納付方法としましては、現実に再評価により得られた効果、つまり再評価によりまして殖えられたその一部を納税するという方法が妥当と考えるのであります。その方法としましては、実際増加償却額の一〇%以下の額を毎期分納せしむるという方法が最も合理的であります。そのようにして分納した額の合計が規程の税率によつて計算した再評価税額に達するまで納税を続けさせるのであります。従つて企業成績がよくて、常に法定範囲内で減価償却する企業は、再評価による利益を多く受ける代りに、再評価税も早く納めなければならぬ結果となるのであります。

次に再評価積立金の資本組入れにつきまして申上げたいと思ひます。再評価積立金の資本組入れの時期は、現行法では、法人は昭和二十八年一月一日以後においては、同日における再評価積立額の四分の三の範囲内でこれを資本に組入れることができることになつております。ところが昨年下半年期以来、一般的に企業の成績が良好となり、利益率が激増し、その結果配当率も著しく上昇して参りました。従つて外形的には異常に高率な配当が行われるようになったのであります。これは総資本に対しては適正な配当率であつても、公称資本金に対しては過當なものと見えるのであります。従つて再評価積立金を早期に資本に組入れ得るものとしまして、正しい資本額との関係においてもものを考えるということにしなければならぬと思ひます。それは経済正常化への途であります。再評価により固定資産の帳簿価額は或る程度

修正されましたが、資本金額は再評価によつて何ら修正されておられません。そのことのためにしばしば誤解を生ずるのであります。経営者も正しい資本額を標準として利益を算出することに努力しなければならぬのに、小さい資本を標準にしてことをあげつらう傾向があります。修正されない古い資本金を目標としていたのでは、名目的利益率に目がくらみまして企業努力をおろそかにすることなしとも言えないのであります。又名目的に高率な配当率は何にも株主が儲け過ぎてゐるのかごとき誤解を世間に与えるのであります。再評価積立金を資本金に組入れることの可能な企業はどし／＼早期組入れを実行し、企業経理の正常化を達成すべきものだと思ひます。

尤も再評価積立金の資本組入れは、その可能な企業のみが行うだけで、一般にこれを強制すべき筋合いのものではないといふことは当然です。この点につきましては各方面に亘る議論がありまして、私どもの周囲におきましても、再評価の組入れは従来通り三年間縛つて置くのがいいというような議論もございしますが、私個人の考えとして、そういうことは正當でないと考えてるのであります。その代り何らかの方法でそういう企業が苦しまないような措置を講じ得れば結構だと思ひのであります。

金に組入れた場合、若し登録税法がそのまま適用されるとすれば、本店において直ちに七十万円の登録税を払わなければならないことになりまして、これが十億の場合におきましては七百万円、小さい数字ではないのであります。併しなから再評価積立金の資本組入れによつて生ずる資本の増額は、普通の払込増資と異なりまして、無償交付のこともあれば、たとえ有償交付の場合でも、極めて低額で交付することは当然でございまして、資本増加の登記に關し登録税を課すべきではないと考えるのであります。若しも一般の払込増資と同様に登録税を課せられるとすれば、円滑なる資本の組入れを阻害することとなり、折角認められた資本の早期組入れもはや無意義なものとなつて危険なしと言えないのであります。

以上を以ちまして大蔵省原案、先ほど申しました資産再評価特別措置要領に対する私の意見を述べたのでございしますが、この原案に盛られていない問題で重要なものを、若干續けて私の考えを申し上げたいと思ひます。第一は、固定資産税との関係でございします。前回の再評価が極めて低調に終つた理由の一つに、地方税たる固定資産税の課税標準を再評価と関連せしめたことが挙げられてゐるのであります。先ほど申し上げました私どもの実態調査によれば、このことは明瞭に数字に現れてゐるのであります。即ち再評価額は固定資産税の最低の課税標準となるから不利であるため、或いは固定資産税について再評価額が将来固定資産の時価決定の基準となる危険性があるといふことでもあります。逆に申し

ますれば、黙つていれば再評価しない。しなければあの高い固定資産税が低くて済むのではないかというようなことが懸念されるために、再評価を十分なし得なかつた企業は相當ございまして、私どもの調査対象の百六十社中六十社、即ち約三八という多きに達しております。再評価を十分行なつたならば、一回限りの再評価税はやむを得ないとしても、毎年の固定資産税まで多くとられるという虞れがあるならば、他の條件がよほどよくない限り再評価を躊躇するに至るであらうことは、これ又無理からぬことだと思ひます。第二は再評価におきましては、この点を考慮いたしまして、再評価と何らの関係のない地方税たる固定資産税の課税標準に再評価が便乗されないような措置を講じて置くのが一般の安心を買うゆゑなんだと思ひます。その一つの方法といたしまして、現行の資産再評価法第四十五條に、法人の再評価の申告方法が詳細にきめられておられますが、その八項に、税務署長は、再評価申告の明細書又は書類（資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及びその写）の提出があつた場合においては、その写に誤まりがない旨を確認して、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく地方財政委員会又は当該資産の所在する市町村の長に送付しなければならない。と規定してゐるのは、これは明らかに固定資産税の課税の場合の参考資料に供する趣旨のものでございします。従つて再評価と固定資産税との関連を断ち切るためには、この法文並びにこれに關連を持つすべての法令を廃止することが企業経営者をして安心して再

評価を十分に行わせる一つの方法だと存するのであります。

第二に、再評価と統制価格との問題でございます。電鉄業、倉庫業等は、その料金又は価格が今なお統制されているため、再評価をしまして減価償却額を増加させても、その増加分を料金又は価格に算入して他に転嫁することができないことになっております。これらの企業が前回十分再評価をなし得なかつた。例えば関西地方における電鉄会社は殆んどなさなさいし、なしたのも極めて低い程度でございます。その理由はここに大きく存しているのであります。従つて第二次再評価におきましては、この点を考慮して、再評価による増加償却額を価格又は料金の算定上速かに原価に算入すべきことを認むべきであります。若しこれらの公益事業の増加償却額分全部を他に転嫁するため、料金を一時に値上げすること一般産業に急激な影響を及ぼすから悪いというならば、料金引上げを認められる都度、それに応ずるだけ再評価を行い、再評価の限度額に達するまで小刻みに何回でも再評価ができるような特例をこれらの事業には特に容認すべきだと、これがもう一つの案ではないか、こう考えるのであります。

以上大ざっぱな議論であります。これで私の意見開陳を終ります。

○委員長(小串清一君) 御質問ありませんか。

○森下政一君 工藤さんに伺います。が、資産再評価ですね、その再評価益というものは単に名目的なものであつて、従つて再評価益に課税をするという事は、その税を納める方法がないということであると思うのですが、そこで払えない、払えないから再評価と

いうことが実際問題として困難だというような企業もあつたというお話ですが、それで何ですか、御説によると、再評価益は先刻おつしやるように、單なる帳簿上の名目的な利益に過ぎないものだから、さうなものは課税すべきでないという御主張でございますか。

○公述人(工藤友憲君) さようでございます。

○森下政一君 何らかの理由によつて、若しこれに課税をしなければならんとすれば、という、何らかの理由というもので肯定されるものがあるのですか。

○公述人(工藤友憲君) その点につきましては、実はこれはシャウプ使節団一行の中にワーレンという教授が非常にこの方面を担当されたのであります。これが関西地方に参りまして、シヤウプさんが見えんために特にまあシヤウプさんから派遣されたのであります。が、この人という／＼話しているうちに、私も、これに課税するといふ、當時は一割とか二割という乱暴な議論がございまして、これに対して不当である、何ら理由がないと言つたら、ワーレンさん自身も如何にも理論的には不当なんだ、併しこれをやつて置かんと、或る場合に企業が水増しのなる危険がある、だから少しはとうとうやらないか、そこでこれは相当高くしようやないかという考えがまだ幾らかあつたのです。それを抑えるのに固定資産税との関係において抑えようとしたのが一つと、もう一つは、今のような再評価のほかに、何ですか、再評価審議会式のものに一つの権限を与

えたらいいやないか、必ずしもお話のようなものやないかということをお願いして、だん／＼その点を了解されたのですが、六％というぐらひは、まあ政府も税も欲しかつたのでしようが、同時に水増しを防ぐために何らかの効果があるだろうということからしたもので、ところが実際企業をやる人は、水増しということが限度までやれるならば、限度は低いのですが、決してそう水増しにならないのです。併しその當時は非常に日本の物価がもう一度下るのじやないかということに現にシヤウプさんも言われましたし、ワーレンさんも言われました、そういうときには、非常に下つたときに議論する、いづれにしても少し抑えるようにしよう。抑える方法は何だということ、税がいだらう、これは仮に六％という、一番大きなもので……。少くもワーレンさんの言動はそういうところであつたのです。私は肯定するのではなく、それは例へば冥加金のようなものでして、冥加金を納めるのにしても余りに多過ぎる、而もそれが再評価の実施の目的達成上非常な障害になる、そういうことがわかつた、これは全体に行くのが理論的でありまして、何でも、すでに初年度の税金もおとりになつてのことです。若しすれば三％ぐらひのところならば、今までの人はこれから払う、併しこれからは三％ぐらひならやれる、障害程度が小さかうという意味でございます。

○森下政一君 お説よくわかりました。が、ワーレンが三％程度なら、これは税金というより冥加金だ、将来そのくらしをとろうということになるのです。が、そのときに前年度の再評価で六％

を納めたその人たちに何か不満が起つてですね、払戻しというような問題は起つていないでしようか。

○公述人(工藤友憲君) 實を申し上げますと、さつき申し上げた通り六％と申すのは、初年度三％でして、それが次年度は一・五％、一・五％で、一度で六％納める必要はない。納めてももう必要はないのです。三％なら今年でも処理がつくだろうと政治的考慮です。

○森下政一君 そうですか、わかりました。

○木村義八郎君 再評価の問題ですがね、只今伺いますと、払えないから課すべきでない、仮装利益であるから課すべきでないという御意見ですが、一方においては法人の超過所得税というものがなくなつたわけですね、ですからその意味で、超過所得税がなくなつた。一方では非常に軽減しているわけですよ。その点今のお話ですとプラスのほうばかり考えられておるが、他方で非常なマイナスになつて来たから、均衡上その程度で差支えないのじやないか。前は払えないといつても超過所得税で払つておつたんです。それがなくなるといふことと、再評価税を払うといふこととプラス、マイナスしてどつちが負担過重になるか、これは再評価の仕方にもよりますが、その辺はどうなりましようか。

○公述人(工藤友憲君) 今お尋ねの点に關して申し上げますと、超過所得税の問題はこれは直接何ら関係はないと思ふのであります。が、はつきり申し上げるならば今の価格でできておる、昨月今日できた会社が、そのときにも若し皆の超過所得があればそれも同じようにかかるとは思ふ。再評価というものは非常に少ないのですけれども、今の価格を持つて来るだけでありまして、何らその間に超過所得税とは関係のない問題だと思ふのです。プラス、マイナスにならないうのです。超過所得税が以前に利益があつてかかつたという事は、資本の食い潰し作用が多くなつたといふことで、これが減つたといふことは何らその企業のプラスではないと考えるのであります。不当な税金がなくなつたといふことで、これはプラス、マイナスに何ら関係はないのであります。

○木村義八郎君 再評価は余り成績がよくなかつたといふのであります。その一つの原因として、まあいろいろ原因は考えられましたが、この前の再評価の問題が起つたそも／＼の原因です。これは超過所得税にあつたと思ふのです。がね、古い会社とそれから新しくできた会社とを比較した場合、古い会社のほうには少し利益があれば直ぐ超過所得税がかかる。ところが新しい会社のほうには直ぐに超過所得税はかからない、資本金が大きいから……。その権衡上、超過所得税ですね、権衡上まあ再評価といふものが起つて来て、古い資本金の会社が再評価できれば超過所得税のほうには少くなつて来るわけですね。これが最初の起つた根本の原因だと思ふのです。ところが超過所得税がなくなつたですね、そうしますと或る意味では何といひますか、資産再評価をやらなくてもいいといふところが出て来ないですか。その超過所得の転嫁なんです……。○公述人(工藤友憲君) 超過所得税の問題につきましては、それを超過所得がなくなつてもとにかく三五％は利益

に対してかかるのであります。これは昔のような超過所得税があれば直ることでございますけれども、三五%程度に減つてゐるとはいえ、やはり三五%事実利益はない。本当を申しますれば何ら儲かつておらんけれども、名目上儲かることになれば……、資産が非常に少い、昔の貨幣価値が低くなつて、はつきりいへば二百倍、三百倍にもなつてゐるときに於て行くから、如何にも利益があつたように見える。例えば百万円の資本に對しまして、資本が昔のものは百万円ですと、これをすれば一億なり二億になるのです。その二億のものに對して仮に百万円利益があつてもこれは問題にならないと思ふのです。おわかりでしょうか。つまり百万円に對してかかるから大して利益に見えない。百万円だけの利益にならんで、これが百万円利益が……、昔のものとではかかるということになる、百万円にそれが課税される場合に、實際利益にないものが、利益として出て来る結果になるのです。本當を言へば減価償却を正しくすれば、百万円というものは大に言へば、一千万円減価償却をしなければならんとすれば、九百万円の赤字なんです。然るに再評価しないと、百万円と出た数字、即ちこれが減価償却をその中から一割とすれば、九十万円課税されるということになる。實際は赤字であつて課税される。そういう結果を防ぐためにやられたのであつて、それが三五%であらうと、或いは五五%であらうと程度の差であつて、不合理はないと思ふのであります。

○木村義八郎君 それはお話はよくわ

かるのです。併しそれは均衡上の問題で、資本のほうは、再評価は、例へば労働賃金は再評価がないですからね。賃金は商品ですから、そういうものは再評価しないのですよ、お話はよくわかりましたけれどもね。その均衡の点で資本のみは一つも再評価されはしないというふうな、こういうふうなふうな結果はだん／＼参つてゐると思ふが、併しみんな犠牲になつてゐる際に、資本のみがまる／＼あらゆる点から減価償却においても、税においても何でもそういうことになるということについて、均衡上の問題として御質問したのですが、その限りに於いては仮裝利益といふ点については、今の理論的には全くそうだと思ふが……。

○大矢半次郎君 木村委員の最後の御発言と、大体趣旨が同じになるかと思ふのであります。私はやはり再評価の均衡に對して、課税をするのは全般的の均衡から起つて来るというのが、一番大きな問題で、水増しを防ぐためというのには、補助的作用に過ぎないと思つております。それは貨幣価値の変動の結果、條件が違つて来るにかかわらず、他の一般の所得はそれを無視して計算されて来るのであります。然るにこの固定資産だけに付きまして、この際それは理論的に正しくない、ただ見かけだけの利益でいゝゆる仮裝利益であるとして、全然無税にするというのとは過去十数年間他の者がみんな負担して来ている、そのものとの間に著しく均衡を失するというのが、基本的な考え方と思ふのでございまして、これがなければこの再評価差額に課税するといふことは全然起つて来ないと思ふのであります。その点は如何でしようか。

○公述人(工藤友憲君) 賃金を今木村先生もおつしやつたのですけれども、賃金との比較におきまして例へば賃金がこのくらい、物価がこうなつておるという現状につきましては、私ども実は多くの者が賃金労働者である場合に、常にこれでは暮しにくいといふことは事実だと思ひます。併しその問題とは今資本蓄積をして、日本の経済といふものを中心安定しなければならぬといふ線とは混同すべきではないと、私は考へるのであります。この問題は資本蓄積を、資本維持の問題をどうするかという問題でありまして、今の賃金その他の問題につきましては、賃金と、今のこれはむしろ資本の問題より賃金物価の問題であります。この方向をどうするかといふことは皆さん、政治家のかたが十分にやつて頂く事柄でございまして、再評価の問題に關しましては均衡觀念から考へるのは當らないと考へます。

○大矢半次郎君 それはひとり賃金との關係ばかりではありません。例へば公社債のようなものに對しては常に課税されております。併しもと百円の公社債が今日払戻しを受ける場合同額の百円で受取つて利益がありましようか。その利子に對しての課税というものは誠に乱暴極まるものかも知れませんが、課税しつと今までそういうふうなやつて来ておるのであります。又銀行預金のごときも同様であります。元本の価値ですが、これを今日評価すれば百分の一、二百分の一になつてゐるにかかわらずその利子に對して年々課税されて来ておる。こういう場合においてひとり固定資産について仮裝利益であるが故に、課税をしないといふことは全般との均衡を失すると思ふのであります。私はあの百分の六を課税するといふことは資本蓄積のことを考へて余程酌量したものである。又納付についていへば、お話がありまして、この再評価によつて減価償却の額が大きくなれば、それによつて税負担が軽減される、その軽減額の範囲で納め得るものは納め、納め得ないものには對しては相当延納の方法も講ぜられて、決して無理がかかつていないと思ひます。私はそれらを考へまして現在の百分の六の課税は決して安當を欠くものではないと思ひます。又將來この資産の値下りがあつた場合に、あなたの意見を以てすれば、それは假裝損失だからして、税の計算上損失に見るべきではないといふお話になるかも知れませんが、これはやはり税務の通常の計算から言つて、値段が下つて安く売つた場合には、やはり損失に見るというのが、税務行政全般の考え方からいつてそうなつておりました。結局再評価差額に對しては、普通ならば全額課税すべきものを、特殊の事情を考慮いたしまして思い切つて軽減しておるといふのが、真相ではなからうかと思ひますが、如何でしよう。

○公述人(工藤友憲君) 私は目的の方から申し上げますと、資本の蓄積とか資本の維持とかいふ面のためにやつたことであつて、これを全部課税するといふ根拠が、公平觀念と申しますとちよつとわからないのですが、預金利子その他について私どもも同様にいろいろなことを心配しております。併し初めに、この問題を私どもが最初に持出しましたときには、大蔵省理財局方面におきましてこの点は當時盛んに議論されました安定価値計算方法とも繋がつておりましたし、それは私もその点いろいろあると思ひます。併し再建が……、例へば銀行預金なり何なりを全部やり直すといふことによつて、果して経済というものが何とかなつて行くかと申しますと、私はこの目茶苦茶になつた日本経済をどこから建直すかといふと、資本の維持のために減価償却を十分にやらせるということ、一番いいことだから、このことをやつたのだと思ひます。その次に、もう一つ儲からないときでも減価償却で儲けるじやないかといふことは、ちよつとこれはおかしいのであります。實を申しますと、儲からないときには問題はないのであります。儲かつたときにだけ減価償却の功徳はあるのです。税法上、税の關係から申しますと儲からなければ減価償却といふことは問題にならない。減価償却分だけを損失として経費も同様に落されるから、初めて意味があるので、それまでは意味のないことでありまして、この点はちよつと納得しかねるのであります。

○大矢半次郎君 私は儲からないときに減価償却云々といふことは一切申し上げておられませんのですから、どうぞ誤解のないように願ひます。

○木村義八郎君 只今工藤さんからお話がありました。資本蓄積の観点からあれしないというお話ですが、実は税制研究会という工藤さん、堀越さんがおやりになつておる……、そこでモス歳入課長がお見えになつて、経団連あたりで資本蓄積のためのいろいろな税制改正に対する要望をされてゐるの

ですが、そのとき、新聞ですからどの程度まで本当かわかりませんが、モスさんが言つたからモスさんの權威にあれして言うわけではありませんが、こういうことを言つてゐるのです。たとえ資本蓄積に多少役立とうとも租税の公平観念、公平の原則から言つて不適当なものそれは拒否すべきである。そういうことを言つておるわけですが、ですからやはり資本蓄積ということも重要ではあります、併しそれだから租税の公平観念ということ、これを無視していい、無視してでも何でも資本蓄積をやらなければならぬということにはならないと思う。ですからこういうのはかにもたくさんあることですが、資本蓄積のための税制改革、これ以外にいたは、そういう点からもやはり考慮しなければならぬので、先ほど税のほうの權威者である大矢さんからもお話がありました、やはり六〇課税についてこれを全廃するということとは、どうしても私たちが釈然としないのです、これは議論になりますから……。

○公述人(工藤友憲君) 今木村先生のおつしやつたことに対して私今思ひ出しました。モス課長の、日本税制研究協会の会合だつたと思ひますが、私聞いておりました。それは例の、その問題に触れたのは、非常に英語のほうに明瞭だつたのですが、私よく覚えておりませんが、こういう問題なんですか。要するに無記名定期預金、その問題をやれというときに、それは露骨過ぎる。つまりいわば露骨過ぎるあれで、税のトータル・イベイジョンを容認することはできないということ、均法という問題が中心でなかつたよう

で、まあそんなことを言つておりました、英語のあれも……、その訳のほうも非常にいい訳でしたけれども、その辺がどうも実際のお話になつたときと、原稿と少し違ふと思ひます。今の問題と少し違ふと思ひますのでどうぞ。

○大矢半次郎君 シヤウブ勧告の第一次勧告において再評価差益に対する課税の基礎付けとして私が先ほど申し上げましたことが、明瞭に書いておるはずであります、御承知でありますか。

○公述人(工藤友憲君) どういう点でございませうか。

○大矢半次郎君 従来いわゆるあなたがつたのおつしやつておる仮装利益というふうなものに対してはすべて課税されて来ておる、その均衡もあるからして、どうしてもこれを非課税にするわけに行かないのだというところをはつきり書いてございませう。

○公述人(工藤友憲君) その点に關しまして、実は私最初のほうを全部記憶いたしておりませんが、私はこれだけはずきり当時話して知つておるのです。理論的には課税すべきものぢやないというところを、これだけ記憶しております。これは私がシヤウブさんにちよつとワレンさんを通じて会つたので、そのことはよくわかる。併し水増しの点だけをワレンさんが言つたことを申上げておるので、シヤウブ勧告書の先ほどの詳しいことは私記憶いたしません、非常にその点遺憾に存じます。

○大矢半次郎君 それは即ち理論的には今日のように貨幣価値の変動の多い場合には、いわゆる安定価値計算の方法によつて計算するのが正しいのだと

いうことを前提にして、この前提の下に仮想利益に対して課税するのはよろしくないというわけですが。然るに従来全体の税の行政を通じて一つもそういうことが行われてない際に、その理論をこの再評価の場合だけに適用するといふことは、全般に対して均衡を失するからして、どうしても或る程度の課税をしなければならぬというのが根本の考え方だと私は考へております。

○委員長(小島清一君) 如何ですか、若し御質問があれば次のかたにお願いいたします。有難うございました。毎日新聞社論説委員の岩井良太郎君にどうぞお願いいたします。

○公述人(岩井良太郎君) 手短かに二、三の要点を述べます。私の立場と言いますか、財政の専門家として細かい点を突つき廻そうというわけではありませんが、又或る階級的立場からの主張と、団体的な立場からの主張を述べようというつもりでおります。幾分莫然としておりますが、いわば国民一般民衆が税制についてどんなふう

に思つておるか、そういう立場から申し上げます。今度の二十六年度の税制改革に十ばかりの改正案が出ております。必ずしもその一つ／＼に直接触れないの

かも知れませんが、この税制改正全体に対して先ず第一の要点として減税の努力がまだ非常に足りない、このことを述べたいのであります。成るほど二十六年の税金、いわゆる税法上の改正でいへば／＼なものを合せると七百億圓ぐらゐ減税になつております。税法上の改正だからこまかしたという意味ではないのです。それだけ減税になつて

し国民の立場から見ると、まだまだ税金が重過ぎる。具体的に一つの例を申し上げます。例えばこの所得税の改正が今度の改正の中では比較的大きな内容を成してあります。このうちでも特に不満足を感じるのには中産階級と言ひます、所得額から言へば十萬圓か二十萬圓前後のクラスであります。勿論減税にはなつておる。併し中産階級の保護という立場から言つと、まだ／＼この階級に対してはできれば税金を減らしてもつと保護を加える必要があると思ひます。大体この中産階級がなくなつたときは、国は滅びるのです。古いローマ時代に中産階級がなくなつてローマ帝国が解体してしまつた。近代ではポーランドがやはり中産階級がなくなつて、その結果歴史上一番悲惨な亡國を味つたわけですね。こんなことを長談議しようとは思ひません。いずれにせよ、日本も国を亡ぼす意思がなかつたならば、もつと單に中産階級ばかりではない、それ以下の階級も勿論です。できればもつと所得の多い階級のクラスまで減らすことも無論結構であります、特に中産階級の保護という観点に立つて、現在の所得税の改正は非常に不満足だといふ点を強調したいと思ひます。要するに一般的に言つて、現在の税金はまだ非常に苛酷重税だと思ひます。簡單な一つの比較で申し上げます。例えば昭和十一年の専売益金を含めた税金は百三十三億ほどになつております。それから二十六年度は約五千六百億圓です。丁度四百倍になつておる。一方国民所得のほうを見ると、昭和十一年は百六十億圓ほどになつておる。それから二十六年は相当甘い予想だと思ひます。

が、三兆八千億だと算盤を弾いてゐる。二百四十倍です。この單純な国民所得の増え方の比較から見ても税のほうは四百倍、片づばうは二百四十倍、ここに実に大きな開きがあるわけですね。而もこれには地方税の改正の結果、地方税の比重が以前よりずつと重くなつておる、この点を考えれば現在の税金がどれくらい重いかといふことは一層はつきりして来る。結局経済の自立に対して、税の上で現在最大の問題は財政の自立と仮に言ひますか、或いは税の自立と言つてもよろしい、この均衡が、この釣合がとれまいと思ひます。そういうふうな申上げてもいいと思ひます。経済自立のほう

は例へば昭和二十八年に戦前の生活水準の大体九〇％くらいまで引上げるのを目標としていふと言ひます。一応それはそれでよろしいでしよう。併し国民生活を中心にした経済自立が大体戦前に後歸する、そういう立場から見ると、税金のほうはまだ／＼とてもそういった戦前状態になつておらんのであります。これも数字で申上げると、昭和十一年には税金は僅かに十三億圓でした。国民所得に比較すれば一割以下です。單純にこの数字を見ただけでも、今日の税制が戦前との比較の点から見ると、まだ／＼非常に隔たりがあるわけですね。結局財政の自立と言つてもよいし、或いは又健全財政と漠然と言つてもよいわけですね。これには収入と支出の均衡、これが勿論第一の條件であります。併しこれだけでは、つまりいわゆる必要な條件が充たされただけです。赤字のない財政といふのは、財政自立の第一の條件を充たしただけでありませう。もう一つの十

が、三兆八千億だと算盤を弾いてゐる。二百四十倍です。この單純な国民所得の増え方の比較から見ても税のほうは四百倍、片づばうは二百四十倍、ここに実に大きな開きがあるわけですね。而もこれには地方税の改正の結果、地方税の比重が以前よりずつと重くなつておる、この点を考えれば現在の税金がどれくらい重いかといふことは一層はつきりして来る。結局経済の自立に対して、税の上で現在最大の問題は財政の自立と仮に言ひますか、或いは税の自立と言つてもよろしい、この均衡が、この釣合がとれまいと思ひます。そういうふうな申上げてもいいと思ひます。経済自立のほう

分な條件がない。その十分な條件は、国の経済との釣合をいふというその点であります。経済の自立のほうはあと三年で何とかできるでありまして、併し財政の現状から見ると、この国の経済と釣合のいふとれた財政という意味では、まだ／＼とても経済の自立と平衡を保つような状態にはなりそうもない。つまりそれは根本原因は税金が重過ぎるからです。若し端的に言うならば、今年の税金は五千数百億円になつてゐる。これを国民所得の戦前の状態、一割を税金と仮にするならば、せい／＼税金として取つていいのは四千億円、必ずしもそれほど窮屈にこだわる必要はないかも知れません。だが要するにその立場から言へば、現在はまだ一千五百億円くらい税金を取り過ぎてゐる。こう言つてもよろしいでありましょう。結局今後の財政の個々別々の改正案は別問題として、そういう改正案を考える場合の基本的な原則として、少くともまだ一千億円くらいは税金が重過ぎる、これくらいを減税しなければ駄目だ、こういう原則の下に一切の改正案を考えて頂きたいと思ふのです。自由党では一十億円減税の看板をかけておりました。何のつもりか知らんが、これを下ろしてしまつた。一番いい看板を下ろして、いわばほかのどうでもよろしい看板だけを出してゐる。戦前には税金の問題は、例で大学を出て月給取りになる、十年か十五年くらいは国税としての所得税は全然納めなかつたものであります。別に脱税しているわけじゃない、税のほうで取りに来なかつたのであります。併し今日ではエレベーター嬢の月給袋まで税金が狙つてゐるというふうな状態

態なんぞ、如何に重税であるか、この一例を以てしてもよくわかると思ひます。結局国民としては、税を納める場合には税金が重過ぎる現在では、税金の重いということが、国民のどこに行つても共通の題目になつてゐる。併し一方財政から支出を受けるという立場、例えば教育費にしろ、地方の公共事業費にしろ、何にしろ、そういう立場に立つときは、もつと政府は金を出せと誰でもいうわけでありまして、妙なもので一人二役と言ひますか、二重人格みたいになつてゐる。これを調節するのは、結局次のような原則に従つて調節してもらいたいと思ふのです。国の経済が安定してゐる時代には、大体において国家の支出を殖やすのも結構です。社会保障の費用にしろ、又化事業費にしろ、もつと出すという方針で税金を考えてもよいと思ひます。だが、経済が疲弊し盡してゐる現在のような時期においては、もう一つの原則の下に重点を置いてもらいたいのです。それはとにかく減税をする、国の支出を殖やしたいという面から言へば幾らでもあります。それは私もよくわかるのです。併し現在の状態においては、何はさておき言へば頼みとして、支出のほうは眼をつぶつて、減税を中心に税の問題を考える、こういう点から言つと、今出ている改正法はまだかなりの不満足を感じます。

それから第二の要点であります。これは一口に言つて悪税の整理に対して努力がなされておらん、こういう点を申上げたい。税の中に良税と悪税と区別するのは無理なことかも知れませんが、併し常識的に見てこれは止むを得ない税である、これはどうも質のよくない税金であるという種類はおのずからあると思ひます。抽象論でなしに、これも具体的な一例を挙げます。例えば退職金課税であります。これなんか実に非人情、不道徳といひますか、先ず悪税の代表物だといつて差支えない。実例として私の知人のことを一言申上げます。三十年間心身を消耗し盡して六十歳近くになつて退職したこの人が、約百十六万円の退職金をもらつたわけですが、ところで源泉課税で三十八万円取りあへず取られる、それから普通の所得と合算した確定申告による課税が十三万円ほど取られておりました。それから地方税のほうがこの上にかかつて来てゐる。要するに退職金百十六万円に対して一切の税金を加算すると実に五十九万円ほどになります。手取りは五十万円と少し、約六割が税金に取られてしまふわけですが、一体こういうものはどう考へたらよろしいのでしよう。退職金を税を課するという一つの理由は、想像すれば次のようなことかも知れないと思ひます。五十万円、百万円という退職金をもらふのはまだそれは恵まれた立場にある、もつと不幸な人間が現在の日本にはたくさんいる、だから比較的恵まれた者から、たとえ退職金でも税金をとつて一層不幸な者を救ふほうに廻すべきだ、こういう議論もあるのかも想像します。相当な理窟だと思ふ。併し別の点から考へれば、現在のよう不幸な時代には、一人でも不幸から救へる人間があるならばそれを救ふのがいいのではないかと申ひます。折角三十年間勤めて上げて五十万円か百万円の退職金をもらふ、それで何とか老後の生活をやつて行こうという者に対して、そのうちの

六割も税金を取つてしまふ。改めて不幸な人間を一人製造するというのは、私はどうも賛成できかねると思ふのであります。税法上から国民に一人の不幸な人間を特別に製造する必要はなからうと、こういうふうな考へます。勿論退職金の課税が一切悪いというのじゃない、天降りの官吏が三年か五年勤めてお手盛りの退職金を取る、これなんかには九五%の税金をかけて結構です。或いは最近の新聞で話題になつておるように、地方の議員がこれ又お手盛りの慰労金といひますか、一種の退職金を取つてゐるというのが問題になつてゐる。こんなものは一〇〇%の税金をかけたつて一向差支えないのであります。今私の申上げたのは單なる一例に過ぎませんが、要するにこんな具合で、今度の税制の改革にはこういう点は何にも取上げておらない、つまり取上げていないといふところに重大な不満を感じます。若しも国会議員の協力によつてこういう悪税を改正することのできたならば、これはもう人道の問題として、実に多くの人たちが感謝されるだらうと思ひます。まだ悪税の例はほかにも無数にあります。もう一つ、二つのことをちよつと挙げて見ましよう。例えばオペラの税金です。これが例の、しば／＼問題になつておると思ひますが、依然として十割の税金がかかつてゐる。私の申すまでもなくオペラはこの国でも国家の費用、政府の補助によつてやつてゐる、営業としては成り立たんものであります。この十割の課税というのは地方税であります。地方税の業者の花代の課税が十割になつてゐる。オペラを楽しむのと業者……芸術家かも知れませんが、

これを楽しむものと税法上では同じ娯楽観念で扱つてゐる。全然これはたゞめだと思ひます。それからしば／＼これも問題になつたのであります。例えば若い有望な音楽家がある。まだ興業として演奏会を開くほどの力がない、こゝろいつた人たちの研究的な音楽会なんか、現在減税されてもなお四割の課税であります。こゝろでも大變たれば品が悪くなりますが、同じ地方税の税率から見ると、待合やカフェの遊興税と同じ税率です。純音楽会の娯楽と、カフェ遊びの遊興税と同じといふと、少くとも税法上ではそういう立場をとつてゐる。こゝろいう税を何にも改正しないといふ税関係の人たちの頭の中に、果して文化という觀念がかけられてゐるのかどうか、疑問に思つてゐる。私も私の言葉は国会の言葉としては少し品が悪かつたかも知れませんが、併しこれは私が悪いのじゃない、税法が悪いのです。(笑聲)それは現在税法には悪税が多い。これは是非皆さんの、殊に大蔵委員の努力によつて何とかして頂きたいものです。まだ税制でははつきりきまつておりませんが、最近新聞に地方税の虎の巻といふのが記事に出て、天下に衝動を与えました。結局農民が鶏三羽飼つてゐると、これが課税の標準になつてゐる。庭先に柿の木が四本あるとそれ以上は税金がかかる。何のことはない、これは佐倉義民伝か、藤茂左衛門時代の税金です。如何に現在経済が疲弊して税金が上る必要があるとはいへ、乱暴な税金を取つておつて、それに対して何ら改正の手が下されぬ、今度の改正案にも全然それはない、不満足に思ふ一つの点です。

それから最後に、もう一つの第三の要点を申し上げます。それは言葉はちと妙かも知れませんが、課税の融通性について改正をしなければいかんことでもあります。課税の融通性と言つても金持ちにのみかされて、その税を取らないようにするとか、何とか、そういう意味ではない。これも具体的ない例で申上げると、最近の文化功勞者に対する年金がよい例だと思つて、この文化功勞者に対する年金に対して税金を取る、いや取つてはいかんというのが問題になつておる。結局税金を取るという予想の下に一人五十万円を交付するにになりました。さて五十万円をもらつた個人々々の場合を想像して見ますと、ほかに収入のある人、それから全然収入のない人、これは所得の合算された結果として、或る人は正味二十万円もらうような結果になるかも知れない。或る人は二十五万円、三十万円と、いろいろな差が出て来るはずだと思つて、文化功勞年金を与える本来の趣旨は、すべて三十万円を平等に上げようという、こういうところにあるだろうと思つて、ところが税の上で妙なこだわりがあるために、實際においてはいろいろ違つた年金を与えるという大変なことになつてしまふ。これなんかは実は簡単なことなんです。結局何か委員会が何かで文化年金という特殊なものに対しては課税なんかする必要はない、こういうふうな組織と言いますか、制度が一本あれば、同じような類似の問題はしばしば起ると思うのでありますが、実に簡単に解決付くと思うのであります。これは税法上の問題であるかどうか私知りませんが、広い意味ではそういう

ことになりましよう。こういう点も是非改正してもらいたいと思つて、これは日本の杓子定規の大変悪い欠陥だと思つて、外国なんかでは詳しいことは知らんが、もつと融通性があると思つて、例えばグエートマラ、ウイーン、の楽壇の風が吹いて、食わなくなつてイギリスに行つてしまふ、という氣になつたのです。ところがオーストリアの政府が是非グエートマラに永住してもらいたいというので、実に簡単にグエートマラの税金は一切免除する、こうやつたものであります。勿論これは百年前の話、現在の緻密な税法のできてゐる時代は話が違うと言へばそれまででありましよう。併し税金に対する融通性という根本觀念があるかないかの問題だと思つて、日本の場合でも余りにこの税に対しては全く融通性がない。この点は一つの欠陥だと思つて、できるならば近い将来にこれを改めて頂きたい。以上で私の述べたいことは終ります。(拍手)

○委員長(小串清一君) 御苦労さんであるだろうと思つて、ところが税の上で妙なこだわりがあるために、實際においてはいろいろ違つた年金を与えるという大変なことになつてしまふ。これなんかは実は簡単なことなんです。結局何か委員会が何かで文化年金という特殊なものに対しては課税なんかする必要はない、こういうふうな組織と言いますか、制度が一本あれば、同じような類似の問題はしばしば起ると思うのでありますが、実に簡単に解決付くと思うのであります。これは税法上の問題であるかどうか私知りませんが、広い意味ではそういう

○公述人(岩井良太郎君) 二十六年を標準にしました、基礎に出ておるものを……今年二十六年……私の申上げたのは……

○野溝勝君 いや、今のは昭和十一年の話。

○公述人(岩井良太郎君) 十一年で

○野溝勝君 いや、それであつたの二十五年が幾らと推定したのですか。

○公述人(岩井良太郎君) これはそう大蔵省の何か数字でしたな、税金のほらが五千九百億円、それから国民所得が安本のこれは発表でしたか、三兆八千億円と取りあへず出ておりました。それを標準に使つたわけですよ。

○委員長(小串清一君) 有難うございました。

それでは全日本中小工業協議会の副委員長、國井秀作さんに一つお話をお願いいたします。

○公述人(國井秀作君) 今回の税法改正中では主として個人の所得税法に対する内容に対する私どもの考え方と又今回の改正案では非常に不満足である点をお話申し上げ、法人税にも少し触れたいと思つて、大蔵省に申し上げます。今日新聞社の岩井さんから税制に対する全般的なお話は非常に急所を衝いてお話になりましたので、私はさういふ話よりも具体的な今議会の議題となつておりまする税制改正等に対する数字等について私どもの考え方を話申し上げたいと思つておられます。先ず個人の所得税の關係から申上げて見たいと思つておられますが、今回の所得税の改正の中で特に個人の所得に對しましては、基礎控除の引上げ、或いは

扶養控除の引上げ、特別の減税といったしましては未亡人に対する控除、或いは老年者に対する控除、勤勞學生に対する控除、生命保険料に対する控除等が挙げられておるものでありますけれども、これが極めて僅少な数字でありまして、例えば基礎控除の二万五千円が三万円になつた、或いは扶養控除の一萬二千円が一萬五千円になつた、又老年者の控除、未亡人の控除等が一萬五千円ずつ更に新設せられ、又學生で非常に入収入の少いような人に対しましては控除をしてくれるというような点がありまふけれども、ただそのくらいの数字だけでこの二十三年以來いわけの終戦によつて日本の經濟が破壊せられ、そして従来は相當大企業が國家の經濟の賄ひの大部分を負担してゐたおつて戦前の經濟と打つて變りまして國民全体が國家の經濟を負担せなければならぬという現在の形の中におきまして一番苦んでおるのは大企業でなく、國民の大多數が所得税のために苦んでおるといふ事實、こういうことにおきまして皆さんも御承知であらうと思つておられますが、この所得税のために二十三年、二十四年の二年度に新聞紙上にも或いはあらゆる雑誌の面にも言論界或いはその他においてもやかましく言われた税金風潮、これは今日になりまふと、大蔵省當局は當時は極めて不慣れた事務官吏を採用したために非常に急いでたくさんの人を採用するために間違ひもあつたし、非常に不正もあつたといふことを以て二十三年、四年の徴税技術はまずかつたといふことをはつきりと言つておるのであります。併しそのまだかつた二十三年、四年はただまずいだけではないのであり

まして、國民の大勢の人々が自分の収入よりも遙かに大きい更正決定といふものでこれを確定せられておるのであります。而も新しく二十五年度の税法で定められました、いわゆるシャウプ・ミツシヨンの勧告によつて定められた税法によつて二十五年には青色申告制度が採用せられ、そして二十五年は進行しておるのでありますけれども、先ずその第一に不思議なことはいわゆる青色申告によつても、或いはその他の申告によつても二十五年度のの予定申告は二十四年度の確定申告の額以上に予定申告せなければいけない、これを言い換へれば二十四年度、二十三年度の更正決定には一応間違ひがあつたのであらうといふことを肯定しておる大蔵省の言葉にもかかわらず税法では二十四年度の確定額以上の予定申告をしなさいといふことにきめられておるのであります。従つてそれによつて國民の大多數が予定申告をし、更に十月の修正申告をし、そして只今日に迫つておるところの確定申告をする時期になつておられます。ところが先ほど岩井さんのお話にもありました通り、現在の國民所得の總額が上つておるといふ、そのベースを飽くまでも又税務署はこれも強く押出して、二十四年度の確定申告以上に予定申告をした納税者に対しても、更に又これを五割、或いは倍、甚だしいのは四倍の更正決定ではありませぬけれども、呼びつけてこれに判を押せと言つて強要しておる現状が甚に現われておるのであります。こういうことは私も直接青色申告を指導し、或いは都の商工指導所の私も参予いたしましたして、各税

になつておりますが、二千七百六十五円ということを聞いておる。そうすると二千七百六十五円ということではこれを逆算をいたして行きますと、又大変なことになるわけなのであります。これを若しも二千七百六十五円を六人の人に何するとすれば、一カ月一万六千五百九十円ということになるわけであります。これで行きますと、その生活費だけでも要するに十八万、三十五万円から十八万円引いたら十七万円しか残らないのですから、税金はどうにもこうにもならないというようなやはり結果を来す。こういうような、つまり税務署が一人に対して二千七百六十五円という一カ月の生活費を一応算定する方針を立てておられるならば、いわゆる所得税の控除額にもそれだけのことを認めてやらなければ、正しい税金の、税額が出ないという結論を私はこの機会に強くお願いをいたして置きたいと思ふのであります。

今回の税制改正で所得税の中で基礎控除が二万五千元が三万円になつたという、僅か五千円の違ひを以てこの問題を解決つたということとは私は不可解だ。又一万二千元が一万五千元になつたというところだけでは決してこの徴税、いわゆる課税が適正になつたということを現わすことはできないと思うのであります。

又その次に申上げますならば、このいわゆる税率の改正もございます。シャープ・ミツシヨンが一つの案を出されて、二十五年度の、いわゆる現行の中におきまして、私どもはこの比率が非常に不均衡であるということをして、いろいろな機会に大蔵省に訴えておつたのであります。が、今回これを相当再分類をいたしまして、税率

を引下げたものではありませんけれども、これでもまだ不完全であります。なぜかと申しますと、今度の改正案で、五万円以下から百万円以上の、いわゆる九つの段階が定められておりますが、大体において今の国民所得を押えるのに、三十万円という線を一応私は押えて見たいと思っております。三十万円のところが今度の税率改正をされて百分の四十五というのであります。法人である場合には百分の三十五であつて、而もそこに飽食をしてゐる重役連中は、月給をもらつた残りに百分の三十五がかかるのであります。個人経営であるが故に、三十万円の中に自分の生活費を打ち込んだ中から百分の四十五ということであつては、これもいわゆる法人と個人との一つの差があると思ふのであります。又先ほど申し上げました老齢者の控除については、金額の問題は別として、非常に結構な制度を設けて頂いたと思ふのであります。次に未亡人控除の問題も、これも結構であります。併しこれには相当一つの問題が私にあると思ふのであります。言い換へますと、未亡人なるが故にいわゆる特別控除を受ける資格者だということとは、果してよろしいかどうか、言い換へれば長年病気の床に臥しているところの夫を看護しつつ、ささやかな自分の内職と子供たちの僅かな収入で、その病氣である夫を養つて、看病しつつ生活をしてゐるという人が、非常に私の言いかたが悪いかも知れないのであります。その夫が不幸にして亡くなつて、そして今までの足手まといの夫が亡くなつて、未亡人にはなつたけれども、大変暮らしが楽になつたと

いう例は私は決してないとは言へないと思ふ。未亡人なるが故に特別控除を受ける資格者であるということだけではいけないと思ふ。もつと私は、夫があるけれども、もう二年も三年も病床に臥して、今申上げたように自分の手内職と子供の僅かな収入によつて、薬も碌々買えないような、いわゆる生活保護法の一步手前にあるような夫婦者こそ本當にみじめじやないかと思ふのであります。こういう者に対する一つの特別控除という途が開かれて然るべきではないか、こう思ふのであります。

又勤労学生の控除に對しましても、これは金額の問題で、後ほど私も考へる意見を申し上げたいと思ひます。

それから生命保険控除も、二千元だけの控除では少しこれは少いと思ひますので、この点もあとで總括的に私どもの考へておりますことをお願いして、是非税制改正の最後の決定に對しまして、参議院で十分な御検討を頂きたいということをお願いいたす次第であります。

大体私の總論的な話はその程度にいたしまして、問題はもう一つ、先ほど岩井さんから或いはこのお話が出るかと思つたのであります。岩井さんの話にはなかつたのであります。岩井さんの、現在のいわゆる所得税法というものが、大蔵省の役人のかたは頭がいいから、ああいう非常にむづかしい條文の非常に長いものをお作りになられるのであらうとは思ひますけれども、又あれほど細かくきめて置かなければ、いわゆる正しい押えどころがないというにもなるのであります。さういふ

でも、併し税金というものは、シャウプ・ミッシェンの話の中にもありましたが、成るべく簡単にして、国民の全体がたやすく納得できるようなものにせなければいけないということが、たしかメモランダムの中にあつたと思ひます。そういう意味から言ひますと、現在の所得税法というやうなものが、私が申上げるまでもなく、各條文に、前掲何條を引用し、或いは甚しいのは、まだ読んでいないそれからあの條文が先に引用されておつたりいたしまして、実に煩わしいのであります。従つて今回僅かこの率を変えるだけであり、そして又控除額等の新設或いはその額を変更しただけにおいて、所得税法の改正を説明するためにこれだけの冗長な議案とならざるを得ないのであります。もつと私は、大蔵省の官吏のかたへは頭がいいのですから、もつとこの條文を独立的に考へて、成るべく引用條文を少くするやうなことにすると、国民が読んでもはつきりわかる、立派な税法ができるであらうと思ふのであります。これは非常に根本的な問題でありますけれども、つまり今後はこうした国民がいわゆる自分の憲法として、是非読まなくてはならぬやうな税法というものは、その辺で働くところの人もお金の休みに読んで、ちやんとこれがわかるやうな私は法律にして頂きたいと思ふ。いわゆる法律全体の簡素化という問題については是非お願いをしたいと思ふのであります。今度の税法改正の、たしか法人税の中に書いてあつたと思ひますが、やはり法律を簡素化するということをちやんと書いてあるけれども、さつぱり簡素化でないよ

うに思ふのであります。(笑聲) この法律改正の理由として、今次の税制改正の一環として云々……、法人税の課税の關係では、その負担の合理化を図り、青色申告の特典を拡張し、また、課税標準等の更正決定をなし得る期間を短縮する等の措置を講ずるとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い、これとの調整を図るため無額面株式の払込剰余金について何々として、いわゆる合理化を図るといふやうなことが書いてあるのでありますけれども、合理化といふものは決してむづかしいものじやないと思ふ、簡単にすることが本當の私は合理化でないか、かういふやうに思ふのであります。是非一つ、これは私のつたない表現ではあります。が、どうか国民が何か國語讀本を讀んで納得するやうな法律といふものに成るべくして頂くように、この機会にお願いをして置きたいのであります。それで一応この所得税に対する私どものお願いをする点を申上げて見たいと思ふのであります。基礎控除は、今回二万五千円が三万円に引上げられたわけでありまして、これは私にどうしても五万円まで引上げて頂くやうにお願いをいたしたいと思ひます。更に扶養控除、不具者控除がそれぞれ一萬二千元から一萬五千元に引上げられたのでありますけれども、これは先ほど申上げました通り、税務署が見てゐるところの国民一人の生活費といふものが、一カ月二千七百六十五円であるといふ点から見ても、大体その七割程度として、つまり一萬五千元を二萬五千円ぐらゐにすると、計算がやや合理化して来るのではないか、こう考へる次第であります。

それから課税の率であります。先ほど申上げました通り三十万円の線、二十万円の線、この辺をもう少し考慮を頂きて、今度の改正案では、三十万円が百分の四十五でありするけれども、この三十万円を百分の三十五といたしまして、上と下を調整して頂くことが、合理化する意味において、算定が合理化して来るのではないか、こう考へておる次第であります。

それから老年者の控除、未亡人の控除、これはいづれも一萬五千元ずつになつておりますが、前の扶養控除と同じやうにこの一萬五千元を二萬五千元に改めるやうに御努力をお願いしたいと思ふのであります。それから勤労控除も、これは学生の勤労控除でございますが、これも一萬五千元でありますけれども、これが特に私は基礎控除を五万円にお願いしたと同じやうに、学生の勤労控除は五万円にお願いしたいと思ふのであります。それから生命保険の控除でございますが、二千元では、とにかく簡易保険の掛金の程度であります。従つてこれは大体において五千元程度に引上げて頂きたいと考へるのであります。

次にもう一つ、先ほど触れましたこととありますが、未亡人控除に對しまして、いわゆる生活費の補助的營業をなしてゐる零細な商業、もう一つ、そのほかに見習工を一人ぐらゐ使つておるところの零細な工場、つまり生活費の補助的な意味でやつてゐる小さな零細な商業者、お婆さんが駄菓子や売つておるといふやうなもの、或いは又お爺さんが庭先で筵を敷いて足駄の出入れをしてゐるといふやうなもの、或

